

# 揖保川流域委員会 設立準備会議

## 議事録（詳録）

と き・平成13年10月15日（月）

ところ・ホテルサンガーデン姫路

## < 議事次第 >

1 . 開 会	..... p 1
2 . 挨拶	..... p 1
3 . 設立準備会議構成メンバーの紹介	..... p 3
4 . 流域委員会および設立準備会議について	..... p 5
5 . 設立準備会議運用規定の承認	..... p 8
6 . 議長選出	..... p 9
7 . 審 議	
1 ) 設立準備会議の運営および情報公開のあり方	..... p 10
2 ) 流域委員会の委員構成	..... p 25
3 ) 流域委員会の運営のあり方	..... p 32
4 ) 流域委員会の情報公開	..... p 43
8 . その他	..... p 52
9 . 閉 会	..... p 53

## １．開　　会

**事務局**（姫路工事事務所副所長・岡村）お待たせいたしました。ただいまより、揖保川流域委員会設立準備会議を開会したいと思います。私は、近畿地方整備局姫路工事事務所副所長の岡村と申します。議長が決まりますまでの間、司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## ２．挨拶

**事務局**（岡村）開会にあたりまして、本日の会議の主催者といたしまして、近畿地方整備局姫路工事事務所長の那須よりご挨拶をいたします。

**姫路工事**（事務所長・那須）国土交通省姫路工事事務所の所長の那須でございます。本日は、委員の皆さまにおかれましてはお忙しいなか、揖保川流域委員会設立準備会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また一般傍聴者の皆さま方におかれましても、ご関心を寄せていただき、この場にご来場いただきましたことを心より感謝申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、平成９年度の河川法の改正によりまして、新たに環境も事業目的とするとともに、地域の意見を反映した河川整備計画を策定することが定められました。揖保川においても、近畿地方整備局で審議すべく流域委員会の設置を予定してございます。

本日は、流域委員会の透明性を確保するため、事前に委員会の運営にかかわる事項をご検討いただくために、準備会議を姫路工事事務所で設立・開催させていただきました。委員の選定、委員会の運営、情報公開など、重要な事項について決めることとなります。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局**（岡村）引き続きまして、近畿地方整備局河川部長の坪香がご挨拶をいたします。

**近畿整備局**（河川部長・坪香）ただいまご紹介いただきました、近畿地方整備局の河川部長の坪香でございます。本日、揖保川流域委員会の設立準備会議を開催いたしましたところ、お忙しいところをご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

いま所長のほうから説明がありましたが、河川法が平成９年に改正されまして、その中で河川整備計画をつくるということになったわけでございます。今回、皆さん方をはじめ関係の皆さんにご審議いただきますのは、揖保川の河川整備計画でございます。これから

20～30年の間に揖保川において整備する計画を、この場ならびに委員会におきまして、ご審議いただくということでございます。

河川法の手続きから申し上げますと、この河川整備計画を策定するにあたりましては、「学識経験者の皆さま方、関係する沿川の皆さん方のご意見をお聞きし、しかも、それを反映すること」となっております。これにつきまして、私ども近畿地方整備局管内の河川それぞれの独自性を十分に尊重いたしまして、できるだけそれらの計画がオープンな形で策定されるよう、十分に努力してまいりたいと思っております。

現在、近畿地方整備局管内で10水系の一級河川がございますが、そのうちの由良川・淀川・紀の川につきましては流域委員会が設立されております。これらの委員会の設立に際しましては、それぞれの河川の独自性を尊重いたしまして、いろいろなやり方で委員会を組織しているのが実態でございます。また九頭竜川水系につきましても現在、準備会議が開催されておりまして、設立に向けての作業を実施しているところでございます。

当揖保川につきましては兵庫県内ではじめて、私ども整備局が策定いたします一級河川の整備計画でございます。揖保川につきましては、昔から多くの皆さんがいろんな形でかわりをもって生活をしておられます。つきましては、できるだけ多くの皆さん方のご意見をお聞きし反映するべく、揖保川の流域委員会を設立して、そこで十分なご意見をいただくこととしたいと思っております。

本準備会議につきましては、揖保川の流域委員会を設立するにあたりまして、その委員会の持っています使命を十分に果たすために、その存在の中立性と透明性を十分に確保していただくべく、当姫路工事事務所が事務局となって開催させていただくものでございます。本準備会議におきましては、揖保川流域委員会の委員の先生方の選定、それから情報公開につきましても、その内容、方法等をご審議いただくとともに、委員会自体の運営方法につきましても、当準備会議においてご審議いただきたいと思っております。

私ども地方整備局といたしましても、この審議に必要な情報の提供ならびにその説明について、職員一同万全を期してまいりたいと思っておりますので、十分なご審議のほどをお願い申し上げます。簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**事務局**（岡村）続きまして本日の出席者のご紹介をさせていただきます。50音順にご紹介させていただきます。

姫路工業大学客員助教授・浅見佳世さま。

神戸大学大学院自然科学研究科助教授・田中丸治哉さま。

姫路工業大学教授・田原直樹さま。

姫路市立水族館館長兼島根県立宍道湖自然館館長・枋本武良さま。

神戸新聞社常任監査役・中元孝迪さま。

大阪大学大学院工学研究科教授・大阪大学保全科学研究センター長・藤田正憲さま。

うすくち龍野醤油資料館館長・正田富夫さま。

網干史談会会長・増田喜義さま。

姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長・丸山信行さま。

神戸大学工学部教授・道奥康治さま。

元中学校校長・森本一二さま。

はりまインターネット研究会・和崎宏さま。

また、河川管理者として出席しておりますのは、近畿地方整備局河川部長・坪香伸、同じく河川部河川計画課長・仲村学、姫路工事事務所長・那須清吾、以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料のご確認をさせていただきます。

一番上が本日の「議事次第」でございます。次に「座席表」が1枚ついております。少し分厚い資料で右肩に「資料1・2」と書きました「揖保川流域委員会設立準備会議・会議資料」でございます。そして右肩に「資料3」と書きました「揖保川流域委員会に関する一般からの意見」。それから「参考資料」と書きました「他河川の流域委員会の状況」があります。あとは付属の資料として、揖保川のパンフレットがございます。

それから、他河川の流域委員会のニュースとして「淀川水系流域委員会ニュース」。淀川につきましては、流域が大きいものですから、本委員会以外に淀川部会、猪名川部会、琵琶湖部会に分かれております。そして「紀の川流域委員会ニュースNo.2」があります。最後に「九頭竜川流域委員会準備会議ニュース」があります。その途中に「発言にあたってのお願い」という青い紙が混ざっていたと思います。

資料は以上でございます。もし足りないものがございましたら、事務局に申し出ていただきたいと思います。

### 3 . 設立準備会議構成メンバーの紹介

事務局（岡村） それでは「議事次第」「3 . 設立準備会議構成メンバーの紹介」を姫路工事事務所長の那須からご説明をいたします。

**姫路各工事**（那須）それでは、お手元の〔資料1-1〕の2ページ「設立準備会議構成メンバーの選定の考え方」からご説明をさせていただきます。

揖保川流域委員会は、揖保川の河川整備計画（案）および学識経験者等から意見をいただくために設立するものでございますが、設立準備会議の設置の目的は、先ほど申しましたとおり、流域委員会のあり方、委員選定の透明性を確保することでございます。

構成メンバーでございますけども、私どものほうで、兵庫県、流域の自治体等にヒアリングを行いまして、河川に関して学識を有しておられる方々で、治水、利水、環境、人文、経済等の分野に詳しい方、または揖保川をフィールドに活躍されている方の中から当事務所の責任で選定させていただきました。

それぞれ本日、出席していただいております委員も含めて、選定の考え方について、アイウエオ順でご説明させていただきます。

まず浅見佳世委員は、植物生態の分野のご専門でございます。揖保川流域の植生について独自に調査を行い、造詣が深いということでございます。「河川水辺の国勢調査」アドバイザーの服部先生のご推薦がございました。

家永善文委員は、環境全般に精通しておられまして、NPO組織である「野生生物を調査研究する会」と一緒に「生きている揖保川」を編纂作業中でございます。活動の中心は西播磨地域で、同会のメンバー14名の代表でございます。

井下田猛委員は、環境政策のご専門でございます。国土交通省で実施しておりました、「清流ルネッサンス21」の専門委員である西田教授（金沢学院大学）の推薦でございます。揖保川にも精通しておられる点で選定させていただきました。

神田徹委員は、本日ご欠席でございますが、河川工学の分野のご専門でございます。揖保川のリバーカウンセラーとして長期にわたり、技術的な点から揖保川の流れに関するアドバイスをいただいているところでございます。

田中丸治哉委員は、農業利水の分野のご専門でございます。農業水文学を研究しておられまして、農政部局の推薦がございました。

田原直樹委員は「西播磨地域夢21委員会」の委員を務めておられまして、揖保川流域の地域づくりにも造詣が深いということで選ばせていただいております。

栃本武良委員は、水生動物、多自然型河川工事のご専門でございます。兵庫県の関係部局のご推薦がございました。「魚を育む流れづくり技術検討委員会」にも携わり、揖保川にも造詣が深いということで選ばせていただいております。

中元孝迪委員は、マスコミの分野から入っていただいております。公平性、透明性の確保の観点から選定させていただきました。元河川環境管理基本計画協議会の委員を務められておまして、揖保川流域の概要について精通しておられます。

藤田正憲委員は、水質管理工学、環境生物工学のご専門でございます。河川環境はもとより水質、地下水、土壌に関する研究の第一人者であり、下水道事業にも造詣が深いという幅広い研究分野をもっておられるということで、選定させていただきます。

正田富夫委員は、地場産業である醤油業界の代表として選ばせていただきました。揖保川は、ご存じのとおり地場産業として醤油・素麺・皮革が有名でありますけども、長年、ヒガシマル醤油に勤務しておられまして、揖保川の豊かな水の恵みと産業のかかわりに造詣が深いということで、選ばせていただいております。

増田喜義委員は、歴史・文化財の分野に造詣が深いということで選ばせていただいております。特に揖保川の下流域の川の歴史・文化財などに造詣が深く、お詳しいというふうに聞いております。

丸山信行委員は、上水道の分野の専門家で、兵庫県環境部局のご推薦をいただいております。上下水道の実務者として選定させていただきます。

道奥康治委員は、環境水理学の分野で選ばせていただいております。河川工学はもとより内水面の環境に関する研究も手がけておられまして、揖保川も定期的に視察していただいております。造詣が深いということで選ばせていただいております。

森本一二委員は、歴史・文化財の分野で選ばせていただいております。委員は、山崎町の郷土研究会の会員で、揖保川の中流域から上流域にかかわる川の歴史、高瀬舟についてお詳しいと伺っております。

和崎宏委員は、地域情報化の分野で選ばせていただきました。公平性、透明性の確保、関係住民の意見聴取、反映に関してノウハウを持っておられます。竜野市のホームページ作成にも関与されるなど、広報・住民参加に関して積極的に取り組んでおられるということで選ばせていただきました。

以上が揖保川流域委員会の設立準備会議の構成メンバーを選定させていただきました理由および説明でございます。

#### **４．流域委員会及び設立準備会議について** **事務局（岡村）続きまして「議事次第」の「４．流域委員会および設立準備会議**

について」、同じく那須から説明いたします。

**姫路工事**（那須）引き続き説明させていただきます。〔資料1-2〕をごらんください。「流域委員会および設立準備会議について」ということでございます。

今般、設立準備会議を開催するにあたりまして、先ほど申しましたとおり、平成9年度の河川法の改正がございます。歴史的には、明治29年に近代河川制度が誕生いたしまして、当時は治水が目的でしたが、昭和39年にそこに利水が加わり、さらに今般、平成9年に環境が加わったということございまして、あわせて地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が図られたということでございます。

具体的には次のページを見ていただきますと、これまでのやり方と新しい制度のやり方の対比がございます。

これまでの河川法では工事实施基本計画の案の作成。この中身は基本方針、基本高水、計画高水流量等、主な河川工事の内容を決定するわけでございますけれども、そのためには、まず原案を河川管理者で作成しまして、河川審議会の意見を受けて決定するという手続きがなされておりました。例えば、基本高水流量ですが、揖保川では竜野の地点で、現在の工事实施基本計画では3900m<sup>3</sup>/sという数字がございます。これを川に3300m<sup>3</sup>/s流して、残りの600m<sup>3</sup>/sをダムで処理するといった具体的な目標、それに伴う主な河川工事の内容、これらについて決めていくものでございます。

今般の新しい制度におきましては、河川整備基本方針に基づいて河川整備計画をつくって、実施していくという流れになっておりますが、その河川整備基本方針は、河川整備基本方針の案を作成いたしまして、それを社会資本整備審議会での意見を踏まえて決定するという手続きがございます。これを受けまして河川整備計画を作成するわけですが、ここにおいて今般、設置を予定しております流域委員会の役目が出てまいります。

河川整備計画を策定するにあたりましては、まず原案を河川管理者で作成いたしますが、それに対して学識経験者の意見をいただきます。それが流域委員会でございます。それとあわせて公聴会の開催等による住民意見の反映もそこに盛り込むということで、この両方の意見を踏まえて、河川整備計画の案を決定し、その後地方公共団体の長の意見をいただいて、計画の決定・公表に至るという形に変わります。

流域委員会と準備会議との関係はどうなっているかといいますと、次の6ページにそれが書いてございます。

流域委員会は、先ほど申しましたとおり、河川整備計画について審議いただきます。こ

の中で、住民意見反映方法（具体的な意見を関係住民等からいただいた上で、さらに住民意見を反映させるというもの）をご提案いただいて、それをご審議いただいて、最終的に案をつくるということですが、その前段として、流域委員会の上に矢印がございまして、準備会議があります。そこで、この流域委員会のあり方を審議するということがございまして、先ほどいいました、委員会の構成、運営のあり方、情報公開について、本日はご議論いただくことになります。

次の7ページは、いま申しましたことの法的な中身についてのご説明でございます。詳しく説明しますと長くなりますので、簡単にご説明します。

まず「河川整備基本方針」は長期的な計画でございまして、河川法第16条において「基本となるべき方針について定めていく」ということでございます。洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減、あるいは河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川の環境の整備と保全といったものでございます。さらに河川の整備の基本となるべき事項について決めていくのが基本方針でございまして、先ほどいいましたような計画高水流量などがこれにあたります

それから「河川整備計画」は、主に20～30年の具体的・段階的な計画でございまして、これも同じく河川法第16条の2に決められているものでございます。河川整備の目標について、あるいは河川整備の実施に関する事項について決めていくということで、具体的な整備計画の対象区間あるいは対象期間、それから、どういう災害の発生に対して、どれぐらいの防止または軽減を目標とするのか、あるいは適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標、さらには河川の整備と保全に関する目標、こういうものについて、さらに具体的にどういうことをやっていくのか、個別の施設はどうなるのか、そういうことを決めていくということでございます。

なお「流域委員会」の位置づけは、その下に書いておりますように、河川法第16条の2第3項に「河川に関し学識経験者を有する者の意見を聴かなければならない」と規定されておまして、この流域委員会があるということでございます。

流域委員会は、いま申しましたとおりでございますが、目的としては、先ほどいいましたとおり、「河川整備計画（案）の策定にあたり、河川整備計画の原案ならびに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べること」でございます。

その位置づけは、国土交通省近畿地方整備局長が設置するということでございます。

次のページの「流域委員会の設立準備会議」は、先ほどご説明しましたので、簡単にご

説明しますと、流域委員会の設立にあたっての基本的な事項について決めていくという位置づけのものでございます。以上が基本的な位置づけでございます。

## 5 . 設立準備会議運用規定の承認

**姫路工事**（那須）10ページの〔資料1-3〕に「揖保川流域委員会設立準備会議・運用規定（案）」がございませう。これをご紹介させていただきます。

これは、いまは案でございますが、ここでご審議いただきまして、案がとれた後は議事に進むということにさせていただきたいと思ひます。

本会は「揖保川流域委員会設立準備会議」という名称でございます。

目的は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、揖保川の河川整備計画および関係住民意見の反映のあり方について審議を行う「揖保川流域委員会」を設置するにあたり、その委員構成、運営のあり方、情報公開等について定めることでございます。

組織でございますが、準備会議の構成メンバーは、揖保川水系に関し、学識経験を有する者を姫路工事事務所長が委嘱するということで、委嘱させていただいております。

準備会議構成メンバーの任期は流域委員会の発足をもって満了することになります。

情報公開は、準備会議の会議、会議資料、議事内容は、原則として公開したいと考えてございます。

議長でございますが、準備会議には議長を置くこととして、準備会議構成メンバーの互選により定めたいということでございます。議長は会務を総括し、準備会議を代表することになります。

議事は、「1 . 準備会議は姫路工事事務所長が招集し、議長が運営を行う」「2 . 準備会議は、構成メンバーの3分の2をもって成立する。なお構成メンバーの代理出席は認めない」「3 . 準備会議は、出席者の過半数をもって意志決定を行う」。

準備会議の事務局は、近畿地方整備局姫路工事事務所に置くということです。

次のページにまいりまして、運用規定の改正は、準備会議構成メンバー全員の同意を得て行うものとする。

その他、雑則でございますが、本規定に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定めるということ。

こういふことで、ご提案させていただきます。

**事務局**（岡村）ただいまご説明しました内容につきまして、ご質問、ご意見等が

ありましたら、お願いいたします。

ただいま後半に説明しました「設立準備会議の運用規定」について、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

**事務局**(岡村)ありがとうございます。

ご承認いただけたということで、運用規定の最後の項目に「付則」がありますけども、本日(10月15日)から施行するということで、以後の会議につきましては、この運用規定に基づきまして進めていきたいと思っております。

## 6 . 議長選出

**事務局**(岡村) それでは「議事次第」の「6 . 議長選出」でございます。

ただいまご承認いただきました「揖保川流域委員会設立準備会議運用規定」の議長の項目の第1項に「準備会議には議長を置くこととし、準備会議構成メンバーの互選により、これを定める」とございます。いかが取り計らいましょうか。

**道奥氏**(神戸大学工学部教授) この委員会の構成メンバーは、いずれも各分野でご専門のご造詣の深い方々ばかりでいらっしゃいますけども、水環境全般にわたって長らく教育・研究を活発に行ってこられて、かつ、いろんな河川関連の委員会、水環境関連の委員会でご経験豊富な藤田正憲先生を議長として推薦したいと思っております。

僭越でございますけども、ご提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**事務局**(岡村) ありがとうございます。

ただいま、大阪大学の藤田先生を議長にというご推薦がございました。

ほかにご推薦ございませんでしょうか。

それでは藤田先生に議長に就任していただくということで、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

**事務局**(岡村) ありがとうございます。

ご承認いただけたということで、藤田先生には議長席にお座りいただきまして、以後の議事は議長のほうで進めていただくようお願いいたします。

**議長**(大阪大学大学院工学研究科教授、大阪大学保全科学研究センター長・藤田氏) ただいま委員の皆さま方からのご推薦ということで、僭越ですけれども、この準備会議の

議長を務めさせていただきます。

何分、揖保川という多数の市町村がからんでおります川、それをいろんな方面から、先ほど趣旨のご提案にもありましたように、治水・利水・環境を、図を見ていただいたらわかりますように、一方通行ではなく、丸い形で、それらが有機的に連携していくということで、まさにどちらか一つだけが突出しても、川としては成り立っていないということを表されているように思います。

その流域をよくしたいということで、この準備会議は、その流域委員会を構成するメンバーを選出し、また、その流域委員会にかかわる情報公開等について、これから検討していくということで発足したわけです。

委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

## フ . 審 議

### 1 ) 設立準備会議の運営および情報公開のあり方

**議長**（藤田氏）それでは「議事次第」にしたがいまして、まず「1）設立準備会議の運営および情報公開のあり方」につきまして検討していきたいと思いますが、これは〔資料1-4〕になっております。この資料を参照に審議をしていくということでございます。よろしくお願ひします。

この〔資料1-4〕について事務局からご説明はありますか。

では、よろしくお願ひします。

**河川管理者**（那須）それでは引き続き説明をさせていただきます。〔資料1-4〕の「準備会議の運営および情報公開のあり方」を提案させていただいております。

まず「1．準備会議の運営方針」は河川管理者のあり方でありまして、「河川管理者は、準備会議構成メンバーから意見を求められたとき、または議長の了解を得て説明や意見の表明を行うが、審議およびとりまとめには関与しない」ということをご提案しております。

それから「2．準備会議の審議結果の情報公開」についてでございます。

まず「議事録の公表」につきましては、「a．議事録は概要のみ公表する」「b．議事録は詳録も含めてすべて公表する」ということで、二通りが考えられますが、この他の方法も含めて、ご審議を願えればと思います。なお、議事録の公表にあたりましては「プライバシー保護に配慮する」ということも、あわせてご提案させていただいております。

それから「審議結果の公表手段」でございますが、aからeまでございまして、国土交通省姫路工事事務所のホームページ、ニュースレターの発行、記者発表、会議資料・議事録等の閲覧、その他がもしございましたら、ご審議願えればと思っております。

以上でございます。

**議長**（藤田氏）ありがとうございました。

それでは「本準備会議の運営および情報公開のあり方」につきまして、先ほどのご説明のとおり、まず一つは「運営方針（案）」と書いてありますように、河川管理者は意見を求められたとき、また議長の了解を得て説明や意見表明を行うが、基本的にはこの委員会（準備会議）で運営方針を決めていくということでございます。

運営につきましては、先ほどの運用規定の中に「3分の2以上をもって成立」と書いてありますが、本日はご出席が3分の2以上ですので、本準備会議は成立しているということ。それから、情報公開等につきましては「出席者の過半数をもって意思決定を行う」ということになっておりますが、そういう点を踏まえまして、少しご検討をお願いしたいと思います。

前半については、一応、運用のルールができていますということですから、これに則っていくというのが筋ではないかと思っておりますので、もしよろしければ、これでご了解していただいたということにいたしたいと思っております。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）その次の「議事録の公表」でございます。基本的には本日、もうすでに一般傍聴の方がご出席でございますので、この委員会は公開されているということでございます。ただ、発言と文章等ですね、いわゆる議事録にしたときに、発言のときに必ずしも意を尽くせなかったということで、場合によっては「ただし書き」もあり得るという意味で、議事録は大事なことではないかと思っておりますが、そのあたりのところにつきまして、aとbが書かれております。一つは「概要のみを公表する」。あるいは、バックアップしていただく事務局は、かなり詳しい発言内容をメモされている（詳録）ので、「それを全部公表してもよろしいか」という問い掛けでございますが、いかがでございましょうか。忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。

**和山奇氏**（はりまインターネット研究会）議事録は、例えば「概要のみを公表する」とされた場合には、概要のみをつくられるんでしょうか。それとも詳録の議事録があって、概要がつけられるのか。おそらく両方ともお手元で作成されていくものだろうと思っております。

が、そのあたりの前提をまずお伺いしたいと思います。

**議長**（藤田氏）事務局は、特にバックアップしていただくほうなんです、基本的には詳録をつくれるわけですね。

**事務局**（岡村）詳録はつくりまします。そうした上で、必要でしたら概要版もつくりまします。

**議長**（藤田氏）ということですね。

**和崎氏** 公表云々に関して、どちらになっても、両方ともつくられるということですね。ありがとうございました。

**議長**（藤田氏）ほかにご意見等ございませんでしょうか。

初めての準備会議で、皆さま方、緊張されているというか、これが何回か流域委員会になっていけば、ご発言もふえてくると思うんですけども。

いままでのご経験からも「概要だけでいいのではないか」というご意見、「詳録もきちんと外に出したほうがいいのではないか」というご意見、多分そのどちらかになると思うんです。もちろん両方ということもあるかと思いますが、そのあたりのところ、委員の先生方、いかがですか。

**中元氏**（神戸新聞社常任監査役）審議会の中身は、このごろほとんど公開されているんですね。公開されているんだけど、読むほうの立場に立って考えてみますと、詳録は詳しくていいんだけど、われわれの話し言葉のまずさもあって、うまい文章にならないケースが多いわけですね。そういうものが出てくると、かえって中身がわかりにくくなって、情報公開の意味がちょっと薄れるおそれもある。

そういうことで、概要といいましても、骨子だけを出すようなことはお考えになってないと思うんですけども、やや詳しくめの概要、もう少し詳しくする、この中間といいましますか、そういうものが読みやすいんじゃないかと思しますので、概要という意味を広くとりまして、私は、こちらのほうがいいのではないかな、と思います。

おそらく話の中身を全部知りたいという人もおられると思うんですね。こういう人（専門的にやっておられる方、主体的に取り組んでおられる方）は、こういうことを求められると思うんですけども、そういう場合は詳しく記録しているわけですから、それを見ていただく。そういう方策を講じるということをいっておけば、クリアできるんじゃないかなという気がしております。

**議長**（藤田氏）というご意見ですが、そのほか、あるいは同意見だということでも

けっこうですが、何か。

**道奥氏** 情報公開の時代ですので、基本的に「b. 詳録を含めて公表する」が原則かと思うんですけど、いまご発言がありましたように、見る側の立場になりますと、すべての情報満載の発信の仕方では、なかなかあらすじが見えにくいというか、何がポイントなのかつかみにくいということもありますので、こちらから積極的に発信する公表内容については、例えば、ホームページ、ニュースレター等の概要で、求められれば、もちろん詳細な議事内容を見ていただくという形で、いまご発言になったご意見とまったく同じですけども、いいのではないかと思います。

**議長**（藤田氏）わかりました。ありがとうございました。

和崎さん、いかがですか。

**和崎氏** ほとんど同じような意見ですけど、確かに情報公開は重要で、情報を公開する側の立場と情報を受ける側の立場は重要なポイントだろうと思うんです。ただ、公開する側が受ける側のことを推測して、情報がある意味で限定するかフィルタリングをかけるのは、いまの流れからいうと、果してどうかな、と思います。

一つは、現に詳録があるわけですから、それを何らかの形でオープンに入手できる手段を、先生がおっしゃったように、用意しておくことが重要なポイントだろうと思います。ただし、これについては、特に事務局側に手がかかるとか、われわれに負担がかかるというものではなくて、最近はホームページでダウンロードという手法で全文をバサッととってくる（PDF）という方法もあります。そういう方法で、限定はされていますけれども、入手することは可能で、公開されています。

「概要版もつくります。概要版については、わかりやすく、議論についてまとめてあります」という形で、こちらについては、ホームページもそうですけども、ニュースレター等で流すことは可能ではないかなというふうに思います。

まとめますと、概要については積極的に公開をする。詳録については、手法を考えて、ホームページ等でダウンロードができるような形で対応する。そういう形でお考えいただければ、いかがでしょうか。

**議長**（藤田氏）難しいほう、いわゆる詳録につきましては、どういう公開の方法にするかというのは、まだ詰めてはおられなくて、もちろんこれからということですけども、少なくともかなりきちっと情報が伝わるような概要という意味だと思いますが、そういう「概要」で、それを積極的に、これは次の「公表手段」ともかかわってくると思いますし、

何らかの形で印刷公表することも含めて、そういうことをしたらいかがでしょうかというご意見ですが、何かほかにございませんでしょうか。

特段ご意見がないようでしたら、2番目の「1) 議事録の公表」につきましては、方法のところ、まだ少しペンディングの部分があるんですけども、基本的には「あまり簡単すぎる概要はだめだ。少なくとも各委員の方々のご発言の内容がわかる概要」で、それは次にかかわってきますけれども、積極的に発表していく。したがって、ニュースレター等に出す場合もあるかもしれませんが、もうちょっと違う方法で発表していく。もう1点の「詳録」につきましても、必要な人には公開できるようにする。これは文章の公開であれば、ホームページもあるし、場合によれば、姫路工事事務所に何らかの形で「公開してください」と依頼があれば、当然ながら公開しますということではいかがでしょうか。

そんなところかなと思うんですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

**議長**(藤田氏)では、もしかすると、また1番に戻るかもわかりませんが、次の「手段」のほうに移って、最終的にもう一度確認していきたいと思います。

そうしますと、先ほどの「概要」をどういう手段で公表していくかということですが、これは一応、二つ考える。「概要」については、ホームページ、ニュースレター、積極的に記者発表をしていく、その他の方法、そういうことになるかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう1点、私、ちょっと忘れてましたが、この「概要」(詳録も含めて)、基本的には委員の方が一度目を通すということ、これは事務局としては一応考えておられますね。

**事務局**(岡村) そのようにさせていただきたい思っております。

**議長**(藤田氏) 普通の委員会ですと、文章では、自分の発言と違う方向、どうしても口頭で発言するので、意を尽くせない場合があります。そういうことのチェックはさせていただきたい。あるいは、是非といわれれば、カッコ書きで「実はこういう意味だったんだ」というつけ加えもしたい。そういう意味では一度、各委員の方々に発言内容をチェックしていただく。これは、それでよろしいですか。

**事務局**(岡村) はい、わかりました。

**議長**(藤田氏) それは、委員の皆さん、たぶん同じ意見だろうと思います。自分はこういうふうに言ったけれども、やはり口述筆記しながら飛んでしまったということもあ

るかも知りませんので、それはそういうふうにお願ひしたいと思います。

それでは戻りまして、「審議結果の公表手段」ですが、これはいかがでしょうか。

**和崎氏** ニュースレターって、紙媒体、これ（パンフレット）のことでしょうか。

**事務局**（岡村）そういうイメージでやりたいと思っております。

**和崎氏** これは通常、どのように配布、公開されているものでしょうか。

**河川管理者**（近畿整備局・河川計画課長・仲村）ほかの河川の事例で紹介させていただきたいと思ひます。

淀川につきましては、まず大阪の本局、それから工事事務所、その下にある出張所、そこで配布しております。そのほか、紀の川の場合ですと、流域の市町村の窓口にも置かせてもらっております。そういった形で、ニュースレターを配布しております。

あと、ニュースレターをそのままホームページに掲載して、いつでも誰でも見られるような形にもなっております。

**議長**（藤田氏）参考までに、もしおわかりでしたらお答え下さい。例えば、「委員会ニュースNo.4」、何部ぐらい刷られるんですか。淀川ですから、桁が違うと思うんですけど。

**河川管理者**（仲村）淀川の場合は、かなりの府県にまたがっておりますので、一つにつきまして1万部ほど刷っております。

**議長**（藤田氏）たぶん和崎さんのご質問の中にも、それが入っていたと思ひます。

**和崎氏** ありがとうございます。

**議長**（藤田氏）だから、揖保川の場合の部数の想定も含めて、それがどれぐらいで皆さんに回っていくか。そういうところが想像できると思ひますが。

それでは、ご質問も含めて、ご自由にご発言いただきたいと思います。

**田中丸氏**（神戸大学大学院自然科学研究科助教授）公表手段、方法として私なりのイメージとしては、ホームページ、ニュースレター等を見たときに、先ほど「簡単すぎない概要」というお話がありましたけど、あまり大量の情報が出ているのは、かえって情報価値を落とす可能性もありますので、例えば「要約版は、こういうところで見ることができる。全文の閲覧に関しては、工事事務所で閲覧可能である」と、こういう方法が現実的などころではないかという気がします。

これは別に公開を阻んでいるわけではないので、必要があれば、どんどん詳しくさかのぼることができるということで、どうかなという気がします。

**和崎氏** いまの質問の補足説明をさせていただきます。

政府のホームページなどを見ていただいたら、よくわかりだと思んですけども、文書の名前だけがタイトルでありまして、それをクリックすると、文書自体が自分のコンピューターの中に取り込まれるようになってまして、それから印刷するとか画面で見るという形をとられております。ですから、大量の文字がバババツと画面に出てくるということは、最近はほとんど行われていません。

ですから、いまの要約版のお話、詳録の話も含めて、詳録がバツと画面に出てくることはなかろうと思います。

**田中丸氏** いや、私が持ったイメージは、先ほども「簡単すぎない概要」ということでしたので、それこそPDFファイルで書かれているものをプリントアウトしたら、5ページぐらいなものがダウンロードできる。ただ、全文となると、2～3時間の会議でかなりの枚数になりますので、それは必ずしもダウンロードできなくてもいいかなと思いました。

ただ、必要な人しか多分ダウンロードしないので、それが20ページになろうが50ページになろうが、特に問題はないことは事実ですね。どちらでもいいと思います。

**議長**（藤田氏）このニュースレターは、すでに第4回と経験を積まれている淀川水系ですと、刷り上がって5～6枚ぐらい。おそらく中元委員、和崎委員も同じようなイメージでの「概要」といわれたのではないのでしょうか。これ（資料）を見ますと、それぐらいですね。しかし、決して無味乾燥な審議でもない。そういうふうに思いますので、こういうものをイメージしながら、これについては、もしここで決まれば、ニュースレターということもあり得るということで、ご理解いただければと思います。

では一応、記者発表は別として、ホームページについては、いまのお話ですと、かなりしっかりしたものを出しておこうということですけども、それはいかがでしょうか。

事務局としては、作成する手間はある意味では同じだと思いますけども。

**事務局**（岡村）同じだと思います。

**中元氏** 1万部、お刷りになるということですけども、どういう方面に配布をして、読者というか見る人の反響ですね、これをどのように受け止めておられるのかということと、経費は幾らぐらいかかるのかということですね。

**河川管理者**（仲村）淀川流域の場合で説明させてもらいますが、ニュースレターは、事務所等で配布するほかに、NPOといった環境団体からも必要部数「これだけ

くれないか」という要望がありまして、そういう要望がある場合は送付しております。

それと、ニュースレターに対する意見ですが、インターネット、メール等で意見が来まして、その意見を次の流域委員会でそのまま公表しているという形をとらせてもらってまです。ですから、ニュースレターを読んだ反響は、それをそのまま次の委員会ですべてオープンにするという形で紹介させてもらっております。

**中元氏** それで、これを拝見しているんですけども、簡略にまとめて情報を発信するのは、もちろんこういう方法しかないわけですね。ないんだけども、ニュースレターが「われわれがやっていることを公開してますよ」という姿勢を示すためだけのニュースレターになったら、ちょっとしんどいかな、と思います。

それ以上のものをつくるとなると、編集とかいろんな要素が要りますので、なかなか難しいこともあると思うんですけども、そのあたり、どの程度のニュースレターを出していくのかということをはきちと踏まえた上での編集をしていかないと、普通の人が見て、おもしろくないというか、そういうものばかり何回も続いてくると、せっかくお金をかけている（これ、けっこうかかると思います）ので、割に無駄遣いになるんじゃないでしょうか。栃本さんもおられるので、なにかおもしろい話を入れてみるとか（笑い）、非常に手間なんですけど、つくるのであれば、そういうことも考えてもいいんじゃないでしょうか。

それは、より一般の人に「いま揖保川をどうしているんだ」ということを知ってもらうきっかけにもなるんじゃないかな、と思います。ほんとうは、言うのは簡単で、かっこうよく言えるんですけども、やるのは難しいんです。まあ、そんな感じがしています。

**議長**（藤田氏）なんとなく概要版につきまして、ここに淀川の「委員会ニュース」がありまして、それが一つのイメージにはなっているんだけども、それだけだと、字ばっかりのニュースレターになってしまうので、何かもう一工夫が要るんじゃないでしょうかというご意見ですが、そのあたりのところは、いかがですか。

決めると、また縛られますが。

**中元氏** なかなか難しいと思いますけど、これでいいということになれば、それはそれで一つのやり方ですから、いいと思うんです。もちろん経費の問題、手間の問題、いろんなことがありますのでね。

**田原氏**（姫路工業大学教授）いましがた中元先生からお話があったことと関連して、同じようなことを私も考えておりまして。

ここでは「情報公開」という表現をしておりますので、その点に関しては、確かに私もこのニュースレターのようなものに、おもしろく読める要素があればいいとは思いますが、この流域委員会だけでそれをやろうとするのは、しんどいかもしれないという気がいたします。

ところが、いまから実際に流域委員会、特にこれからずっとこういうやり方が続くとしても、当然のことながら、市民の皆さんがいろんなことに関与していただくことは、河川整備の中ではとても重要じゃないかと、私なんかは思っております、そういう人たちに対していろんな活動をサポートするような仕組みがほしいなと思うんです。

では、いまの段階で何ができるかということになりますと、むしろ流域委員会を応援するようなNPOができて、そういうところがやってくれることがいちばんいい形だと思うんです。とすれば、それができるかどうかわかりませんが、そういったものができたときに、それをつなげるような、あるいはそういうものをつくっていくような、そういうことを考える手だてが折り込まれるといいなと思います。

そういう意味では、先ほど中元先生からご発言があったように、ニュースレターをわかりやすくする、多少関心のある人たちをふやしていく程度の工夫が何かあればいいな。もし、それができないとか難しいのであれば、ほかでやっておられるかどうかわかりませんが、メーリングリストのようなものをつくって、少しずつ応援団、ファンをつくり出すことにつながるようなことが工夫できたらいいな、と。なかなか個別の提案はできないんですけども、そういうことをずっと考えておりました。

ただ、情報公開に関しては、いまご提案のこういうことができれば、とりあえずはいいのではないかと。そうすると、いま私が申し上げていることは、むしろ流域委員会の中で話し合うべきことなのかなというふうには思っております。

**議長**（藤田氏）ありがとうございました。

少し行ったり来たりということ。これはどういうことかということ、準備会議と流域委員会という難しい立場上で、実際には準備会議の方々の多くにできれば流域委員会にも参画していただきたいと考えておりますから、そういう意味では流域委員会にまで踏み込んで情報公開を考えていっても、別におかしくはないと思います。

そういうことでいけば、決して淀川をライバルにしようというわけではないんですが、やっぱり淀川とは違うニュースレターができてかまわないということであろうと思います。一応、情報公開という点では少し無味乾燥なものになるかもわかりませんが、こうい

うニュースレター的なものでは「概要」をきちっと残しておく。さらに流域委員会が立ち上がったときには、何らかの形でファンをふやしていくような、あるいは皆さんに関心を持っていただけるような情報発信をしていくというご意見だったと思います。

そのほかに何かご発言はございませんでしょうか。

そうしますと、4時までと書いてありますが、個人的にはさっさと終わればいいなと思ってます。別に早く帰って、ほかの仕事をしようというわけじゃないんですが（笑い）、ちょっとまとめさせていただいて、皆さまのご意見を集約していきたいと思います。

一つは、議事録の概要につきましては、原則、積極的に公開していくという点。そのためには、本日の準備会議の内容も含めて、ニュースレターを発行したほうがいいだろうということ。それでよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）これは「概要」の分ですね。

そして、より詳細な議事録につきましては、例えば、姫路工事事務所のホームページできちっと見ることができる。しかも、もし万が一、コンピューター等にあまり詳しくないという方がおられましたら、何らかの形で請求すれば、姫路工事事務所あるいは出先で、それを見ることができる。そういう形で公開はしていく。

したがって、積極的なほうは「概要」のほう。あとは、情報公開という原則から皆さんがそういう情報を入手できる。そういう方向でよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）あと「記者発表」「会議資料、議事録等の閲覧」と書いてますが、記者発表については、工事事務所のほうが適宜されることもあるということですね。いかがですか、この理解は。それとも「積極的にしてください」と、この委員会が申し入れればいいのか。事務局の考え方は、いかがですか。

**河川管理者**（那須）それにつきましては、いろんな方法があると思いますが、この委員会で決めていただければ、その通りにさせていただこうと思っております。

**議長**（藤田氏）記者発表というのは、中元先生、いかがですか。

**中元氏** 新聞社というのは、なかなか勝手なところがありましてね、気が向けば書くということもありますし、節目節目でないと、なかなか途中経過は書きにくい。書かないですね。ですから、「こういう会議がスタートした」とき、中間のまとめで、ある程度方向が出たとき、それから最終報告、これが3段階の発表で、通常やっている方法なん

ですね。その中で、ものによっては中間報告は書かないというケースもままあります。しかし、情報を公表して、市民の皆さんに知ってもらおうということを態度として示す必要があると思いますので、書くか書かないかは別にして、積極的に最低3回ぐらいは記者会見、記者発表をしていくというのが常道じゃないかなと思います。

**議長**（藤田氏）ということですが、何かほかに「いや、そんなことはない。もっと何回もやれ」とか「姫路工事事務所の力で記者を集めてこい」とか（笑い）、そういうご意見がありましたら、どうぞ。

**中元氏** それと、こういう委員会が（委員会が主体になるのかどうか分かりませんが）、こういうことをやっている、検討している中で、何かイベントをやる、流域の人たちを巻き込んで何かやるというとき、あるいはどなたかが研究発表をされるとき、それも一つの節目ですので、こういうのは積極的にいわれたらいかがでしょうか。

**議長**（藤田氏）では、姫路工事事務所の方は、特に中元委員の意見なんですが、この委員会としては原則、記者発表を行う。これは必要に応じて行うという意味で、それらについて、工事事務所のほうがサポートしていただく。それでよろしいですね。

（事務局了承）

**議長**（藤田氏）そういうことで、記者発表も必要に応じて行っていく。

**河川管理者**（那須）いまの「記者発表」のお話なんですが、記者発表のやり方についても、何かお話がございましたら。個別にやるのか、それとも集まっていたいでやるのか、いろんなやり方があると思いますが。

**中元氏** 通常、国土交通省姫路工事事務所がやっておられる方法でいいんじゃないんですか。あそこはクラブはないんですね。だから、例えば、県のクラブであるとか。県のクラブは、このごろわが社ぐらいで、ほかの社はなかなか顔を出さないということらしいです。そうすると、市役所、姫路の市政記者クラブへ行きますと、各社みんなおりますので、そこで市の公報を通じて「何月何日何時から、これについてレクチャーしたい」ということを申し入れされるか、それとも各社個別に「何月何日、工事事務所でこれについてやるから、よろしく頼む」という依頼の仕方もあります。

だから、これまでにやっておられた通常の流れがあるのであれば、その流れの中でやるのが一番いいと思います。

**河川管理者**（那須）通常ですと、われわれ、記者発表をするときには、まず記者クラブに投げ込みをさせていただきまして、質問があるごとに個別に対応させていた

だくというやり方をしております。

ただ、いま委員がおっしゃいましたとおり、どこかに集まって記者発表をすることも可能でございますので、この委員会の審議の結果に従ってやりたいと思っております。

**議長**（藤田氏）では、記者発表は適宜、要するに必要なに応じて記者発表をするということで、方法論につきましては、いまいわれたような形で、場合によっては幾つかの社にレクチャーするという形も、あるいは質問があれば、その質問をされた回答という形で、ひょっとすると1社しか取り上げないこともあるかも知れませんが、そのあたりは、あまりここでお願いしても、結果として決まらないこともあるんじゃないかと思っておりますので、「していただく」ということで、あとはおまかせしたいと思います。

**中元氏** ニュースレターの投げ込みだけでは、みんななかなか書きませんから、やっぱり肉声であだこうだと説明されるのがいちばんいいと思います。

**和崎氏** スタンスの確認と意見と二つ。

私たち委員がこの準備会議の内容を「こんなことをやってるよ」とリークしてもいいんでしょうか。流してもかまいませんかということですね。「こんなことが議論されて、みんながんばっているよ」という、ヨイショみたいなことを流してもいいものかどうか。

**河川管理者**（那須）それも含めて、この委員会の中で委員の皆さまにご議論いただいて、その結果でよろしいんじゃないかと思えます。

**議長**（藤田氏）はい、わかりました。

**和崎氏** 実は私、毎朝、2000人ぐらいにメールを出してまして、皆さん、それを読んでくれているみたいで、意見をくれたり、またイベントをやるときには、そのメールを見て集まってくれる。その中に各社の記者さんも入っておられて、おいしい記事は逆に取材をしに来てくれるんですね。こっちからお願いしにいても、立場が弱いものですから、なかなかしてくれない。

そんな方法も手法もとれるので、一般の方の目に届きやすいように、かつ新聞記者の方々に「こんなおいしいネタがあるよ」というような振り方も、手法によっては可能で、それが委員に許していただけるものなのか、もしくは、どのあたりまでオーケーなのか、そういう指針をちょうだいできればありがたいんです。

**議長**（藤田氏）いまのは「審議結果の公表手段」と、もう一つは一部で違う方向ですね。例えば、公表する前に和崎さんがご自分のネットを通じて情報を流していくことについて是か非かというご意見だと思えます。

ちょっとそれはおいといて、あとで触れることにしまして、審議結果の公表については、「c. 記者発表」は「必要に応じて」ということで、行うということ。その方法論についてはケースバイケースでしょうね。節目といわれるのは、それで当たっているんじゃないかなと思います。それをお知らせすることで、逆にたくさんの方から意見をもらうこともあるだろう。そのあたりは積極的に記者発表を行っていただきたい。「どのように」といわれるのは、その都度、よろしければ、特にプロフェッショナルな方がおられますので、いろいろとご意見をお伺いしていただければいいんじゃないかと思います。

その他、議事録等はよろしいとして「会議資料」、これはいかが取り扱いますか？ これは多分「会議資料をいかが取り扱いますか」ということと、和崎委員のご質問が少し関連するんじゃないかなと思います。本日の会議資料は、そんなに大事な大きなものはないんですが、例えば、審議をしていくなかで「揖保川にこういう魚がいたけれども、ふえました」とか「減りました」という、けっこうおもしろい資料が出てくるはずですね。特に淀川のニュースレターを見てましても、色刷りのものも出てきますが、そういう会議資料については、いかが取り扱いますか。何かご意見等はございませんか。

多分、淀川工事事務所から出される会議資料については、公開ということで出されてると理解しているんですけども、それ以外のところ、例えば「私はこんな調査をして、こういうおもしろい結果が出ました」ということを流域委員会で発表されることもあるでしょうが、そういうときにどうするか。それはケースバイケースか、あるいは著作権的な意味で、出された方にご了解をいただくか、そのへんのところだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

**中元氏** 和崎さんのいわれた話は、情報の流通について、いま非常に大きな問題のあるところなんですね。それは記者クラブ制度とのかかわりみたいなものがあって、われわれ新聞の側からいえば、私も何ヵ所か行ってますが、その中で出てきたニュースについては書こうと思えば書けるわけですね。ところが、抜け駆けになっちゃうわけで、それは自制しよう。ときどき「お前、新聞記者か」といわれるんですけども、それは「まあまあ」ということでごまかして、グレーゾーンになっているわけですね。

しかし、会議をやって、その結論がこうだったということは、情報を管理している姫路工事事務所が一斉に「これはこうでした」というふうにして出すのが、公的情報の流通の原則だと、われわれはまだ思ってますのでね。そういう中で、和崎さんのメディアもずいぶん大きくなっているわけで、パッと出てしまいますと、新聞社あるいはテレビも含めて、

「そうか、それやったら、おれのところはええわ」という感情が出ないわけじゃない。

そういうことで、ドロドロした話なんですけど、情報流通の原則みたいなところがあるような気がしますので、大きな問題でして、われわれの立場としては、情報を公開するときは、やっぱり工事事務所が一齐にするほうが、審議会のメンバーの一員としての立場からいえば、それが正解じゃないかと思ってるんです。

「いや、そうじゃない」という人も、もちろんおられるわけですね。そこらのところで、いま葛藤が起きている。まあ解説ですけども（笑い）、なかなか難しいですね。

**議長**（藤田氏）非常に貴重なご意見です。

**河川管理者**（坪香）整備局の河川部長でございます。もうすでに説明が終わっていて、委員の先生方、十分にご承知かもしれませんが、準備会議に対するわれわれの思いということで、情報公開について若干ご説明させていただきたいと思うんです。

われわれは、いま河川管理者という席におりまして、こちらは事務局という席におりまして、この準備会議では、情報公開されるのも準備会議の意思としてしていただければなと思うわけです。河川管理者としての意見は、求められればお話しさせていただくということと、事務局はご審議をいただくときに必要な情報を出していく。また「他の水系がどうか」といわれれば、われわれの中で知っている者が発言をする。こういうことでやらせていただければなと思うわけです。

そうしますと、公開についても、この準備会議として公開をしていただきたいということです。それについて、事務局は事務局で「その趣旨に沿って最大限の努力をさせていただきます」という対応をしていただけるとのことです。

われわれも、このやり方につきましてはあまり慣れないんです（笑い）。ただ、われわれとしては、準備会議なり流域委員会を運営していく中で、そういう仕組みをとりたいという気持ち強いものですから、そのあたりはご理解いただいて、ご審議いただければというふうに思います。

**議長**（藤田氏）行ったり来たりするのはお許し願ひまして、一応、情報公開につきましては、和崎委員のご発言がマスコミの側からいくと少し難しい点もあるということですが、そのあたりは、他の委員の方々、いかがですか。

「それでもやってみようやないか」というご意見もあるかもわかりませんし、一応この委員会で議事録を最終まとめた段階で「では、何月何日にそれを工事事務所のホームページにオープンします」という時期と同時にするのか、そのところですね。そのあたりの

ところは、やってみないとわからないところがありますね。

それでは「口頭でリークするのはどうか」と。やらないとはいえませんね（笑い）。だけど、「ネットで」というのとは、ちょっと違うんですね。そこが難しいんじゃないかなという気はしますが、ほかの先生方何かございませんか。

**道奥氏** 各委員さん、見識をもって、責任をもって、この委員会の内容をお話になると思うんですけど、先ほど情報公開の議事の内容で「一度目を通して、発言内容が正しいかどうかを確認してから」という慎重な対応もいたしましたし、「流域委員会から出す情報」というふうに窓口を一本化したほうがいいと思いますので、各委員さんからご発言をいただくのは、資料の情報公開の原則からいって、議事録が固まったものに対して個人的にお話しいただいたらどうかというふうに思いますけども。

**議長**（藤田氏）はい。ほかに何かございませんか。

一応「準備会議の情報公開」について話し合いをしているわけですけど、多分、流域委員会になっても同じような議論が出てくると思います。そのあたりのところは「委員会で話し合いをしているんだ」ということから、委員会が公表する時点がほんとうの意味での公表ということ。ただし、現実には一般傍聴の方は、われわれの生の声を聞いているわけですから、そこからどんどん広がっていくことに関しては、そこまで箝口令をしくことはありませんし、委員の先生方も別に個人的に情報を流されない。

ただ、新聞とかネット。まあネットの場合、いまのところ、そういう意味では扱いが難しい部分ですね。だけど、2000というのは、ちょっとした新聞だというふうに理解してもいいわけで、そこが難しいところなんでしょうね。いかがですか。

**和山奇氏** 準備委員会の位置づけみたいなのところなんですけど、流域委員会を立ち上げる、その助走みたいなのところもあるのかなと思うんですね。実際に流域委員会が立ち上がったときには、市民ぐるみで、住民ぐるみでというところが前提にあって、上がっていかざるを得ないというか。でないと“限られた人たちだけで”のような形になって、地域と一体になるのは難しいと思うんですよ。

そのための手法を、特に公開の部分で、特に準備会議の公開の部分で議論をしておく。「やる」という話ではなくて、議論をしておいて、流域委員会にもっていくという形をとっておかないと。

これは、ほんとうに重要な課題だろうと思うんですね。これまでの形の委員会ではないように拝察しておりますので、もうちょっとご検討をしていただきたいと思います。

**議長**（藤田氏）はい、わかりました。

では、和崎委員のお話は、基本的に準備会議の議事録については、この準備会議の総意としての発表ということで、流域委員会ができた段階では再度、いまの問題について考えていくということ。それでよろしいですか。

**和崎氏** 今回の準備会議についての議事録公表、情報公開等については、皆さまの合意をここでとっていただいて、準備会議の中で「どうやったらきちんと公開ができるのか。どういうふうにやっていこうか」ということをしっかり議論していただきたい。これが前例になって、これが引き続きという形ではないということで、ご理解をいただければと思います。

**議長**（藤田氏）はい、わかりました。

ということで、よろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）では、「審議結果の公表手段」の「e. その他の方法」についても、和崎委員から提案されたということで、これも「われわれは次の流域委員会でもしっかりと考えていきたい」というふうに理解していただけたと思います。

## 2) 流域委員会の委員構成

**議長**（藤田氏）それでは、「情報公開」で少し時間をとってしまいましたが、続きまして「2) 流域委員会の委員構成」にいきたいと思います。準備会議の委員の構成につきましては事務所長からご説明がありましたが、同じように流域委員会の委員構成につきましても、〔資料2-1〕にもとづいて委員選定の考え方をご説明願いたいと思います。

**河川管理者**（那須）それでは「揖保川流域委員会」についてご説明をさせていただきます。

まず〔資料2-1〕の「流域委員会の委員候補について」でございます。先ほど準備会議のメンバーの選定についてご説明しましたが、同様の趣旨でございます。 「河川管理者が関係機関の推薦・意見等を参考に、利水・治水・環境・人文、経済等の分野において学識を有する方で、特に揖保川流域に詳しい方、そして関係機関から推薦のあった方も含めて、設立準備会議の構成メンバー」、これを提案したいと思っております。

したがって、これは、先ほどの準備会議の委員のご紹介にかえさせていただきますが、加えまして、準備会議の開催に向けまして、あらかじめチラシおよび新聞等で周知・

広報した結果、一般から寄せられた候補者についてのご説明をさせていただきます。

まず「資料3」の「揖保川流域委員会に関する一般からの意見」をごらんください。

二つございまして、そのうちの一つに自薦の委員候補者がございます。中農一也さん、47歳の方でございますが、職業は、姫路建設専門学校校長をされております。メッセージのところを読んでいただければわかりますとおり、揖保川について強い思いを持っておられまして、メッセージの一番下に「私のプロフィールを送付しますので、何かお役に立てることがあれば、ご連絡ください」とございましたので、中農さんに直接連絡をとりまして、このメッセージの趣旨について確認させていただきました。その結果、ご本人から「自薦として提案していただいてもいい」というご了解を得ていますので、ここにご提案させていただきます。

そのほか一般の方々からの意見として、次のページ（2ページ）に藤井達雄さんからの意見を載せております。これは、河川整備計画の中身に関するご提案がほとんどでございますが、その中の「学識経験者」という欄に「生物学者、生物保護関係者に多数参加していただきたい」というご意見がございました。

以上の2件（一般の方から寄せられた意見と自薦の候補者1名）がございました。

それにあわせて、本準備会議におきまして、委員の方々からのご推薦、ご意見がございましたら、それもあわせて、この流域委員会の委員候補についてご審議をしていただければと思っております。以上でございます。

**議長**（藤田氏）はい、ありがとうございました。

それでは、いまの準備会議の中で、特に情報公開について少し時間をとりましたが、本題であります、この会議の一番の大きな目標であります、「流域委員会」の委員の候補者につきまして、これらか審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず第1点は、先ほど河川管理者が「いろんな方を選びました」と、実際には準備会議の委員の方々の揖保川（あるいは河川）に関する簡単なプロフィールをいっていただきました。それで、この準備会議が発足したわけですが、この会議の中で流域委員会を立ち上げていくという作業を進める必要があるわけです。

これは一つ、議長からの提案になろうかと思えますけれども、工事事務所のほうで先ほどご紹介があったように、これだけ多方面で活躍されて、しかも、揖保川あるいは河川の歴史・文化・自然・環境、もちろん河川本来の管理、そういうことにお詳しい委員の方々

を設定しておられるので、この準備会議のメンバーの方々には、ぜひ流域委員会の委員になっていただきたいということです。

これをまず一つ、議長としてご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

もし、ご依存なければ、この準備会議のメンバーが揖保川流域委員会のメンバーになっていただくということで、ご了解をいただいたということにします。

**河川管理者**（那須）すみません。先ほど委員会のメンバーの案をご説明させていただきましたが、その中で1名、神田徹委員につきまして、委員ご本人からご辞退の申し出がございましたので、それを紹介させていただきます。

**議長**（藤田氏）では、神田委員につきましては、委員をご辞退したいということでございますので、もう一度確認をさせていただきます。

〔資料1-1〕の浅見委員から4番目の神戸大学工学部教授の神田先生が委員をご辞退、それ以外の委員の方々に流域委員会の委員になっていただく。

こういふことで、よろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）では、よろしくをお願いします。

続きまして、（資料に）（+）と書いてあるんですが、さらにこの準備会議の中で、例えば、一般の方から寄せられた候補者ですね。ホームページ等を見て、自薦・他薦を含めて、推薦をしてほしいという情報を流されたわけですけども、その中で「中農一也」さん。学校法人・誠和学院・姫路建設専門学校校長。姫路市の在りなんですが、ご専門は都市環境デザイナー。まちづくりコーディネーター、「川の日」ワークショップ実行委員会委員、全国水郷水都会議会員という経歴で、川に関心をもっておられる方が一人、自薦という形で出しておられます。

この委員の追加に関していかがいたしましょうか。これは、この準備会議の中で取りまとめるということでございます。

「この略歴等からは、どんな方かわからない」ということであれば、また次回により詳しい説明を事務局あるいは工事事務所に求めれば結構ですし、もし、どなたかから「あの方はよく存じ上げておるし、川に対して熱心である」という応援演説等がございましたら、ここでお願いしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。一応、委員の追加ということで、それを議題にしていきたいと思っております。

では、〔資料2-1〕の「3）本準備会議において推薦される候補者」と書いてあります。

先ほどいいましたように、この準備会議では委員会のメンバーを決めていくということでございます。神田先生を除く準備会議の各委員の先生については一応、流域委員会の候補者としてお願いしたということ。そして、もう一人自薦の候補者がおられます。

その他、何か各委員の方からの推薦候補者がおられましたら、どうぞ挙手されてご自由にご発言願いたいと思います。もちろん、それも候補者としてこの会議で決定していくという筋道になるうかと思いますが、いかがですか。

**栃本氏**（姫路市立水族館館長兼島根県立宍道湖自然館館長）候補者個人のお名前の推薦じゃなくて、先ほど事務局から専門の説明がございましたけど、この分野の中で河川の水生昆虫・底生動物の専門の方がいらっしゃらないのかなという気がしますので、そういう分野の方で揖保川に関心のある方がいらっしゃれば、ぜひ推薦していただきたいと思います。

それから、国土交通省の守備範囲は揖保川の中下流でしょうか。川ってのは、そういうふうに途中で仕切られるものじゃないと思うんですよね。上流から下流まで一本のつながった環境であるということで、上流域の関係の方が入ってらっしゃらないんじゃないかと思いますので、そういう関係の方。

最近、河川の工事で流れを上下に分断する、いわゆる堰とかダムといったものは、われわれ人間の目からみて、生き物にとってよくない存在だということはわかりやすいと思うんですが、そういう上下の分断じゃなくて左右というか、川と陸地の部分との関係。

特に最近、環境調査の結果、びっくりした事例が一つありまして、河川の上流、ふだん水がほとんどないようなところで、私はオオサンショウウオの調査をやっておりますが、あんな大型の動物は生息不可能じゃないかなというところを調査した結果、予想以上に多数のオオサンショウウオが出てきた。これは当然、生態系の頂点にいる生き物ですから、エサを食べていかなきゃいけない、棲んでいるところにエサ生物もたくさんいなきゃいけないのに、人間の目からみえる川の構造としては、ほとんど水もひたひたのところ、どうなっているのかなということ、川の両岸の地下に、支流は、われわれ人間の目から支流とわかるんですが、地下に伏流している水脈がかなり複雑にあった。いままでの河川工事はそういうところをコンクリートでふさぐということをやっているわけです。

そういう地下の水脈と川の整備を考えていきますと、地質の専門の先生も必要じゃないかなと考えますので、適当な方がいらっしゃったら、ぜひお願いしたいと思います。

**議長**（藤田氏）栃本委員からは、個人のお名前をあげたものではないんですが、こ

ういう専門の方を入れればいかがでしょうか、という提案がありました。3分野に分かれるということですね。

**枡本氏** そうですね。

**議長**（藤田氏）ということですが、これは「はい」と聞いて、集まりますか。

これは事務局に聞くべきかもわかりませんが、「われわれとしては必要です」といえば、集めていただけると理解していいんですね。

**森本氏**（元中学校校長）私、山崎近辺で生活させていただいておりますので、小さいときから揖保川に入って遊んでおりますが、私のところに書いてありますように、中流域で川に親しませてもらっております。

揖保川は70kmぐらいの長い川で、北部の一宮町、波賀町方面には、私もちょっとわからないんですが、それぞれ研究されている方もあると思うんです。例えば、水生生物にしても、中流域の山崎近辺にはいないものが郡北にはたくさんいるように思うんです。われわれが俗にいうヒラベとかオオサンショウウオとか、サンショウウオの類もいろいろおりますが、そういう点については、やはり一宮町教育委員会や波賀町教育委員会でいろいろ調べておられると思うんです。

そういう意味で、下流・中流の委員さんが出ておられるので、委員さんの人数がいくらあってもいいのか、ちょっとわからないんですけれども、もし、そういうことがありましたら、特徴的な地域じゃないかと思うので、上流域からも誰かお願いできたらと思います。特に人名はよう申し上げられないんです。

**議長**（藤田氏）委員のほうは、ご意見はいかがですか。

**河川管理者**（那須）河川管理者の立場としては、委員会で決めていただくことが基本だと思いますが、候補者のデータを提供してほしいということでしたら、私のほうから提供させていただきたいと思います。

なお、委員会の委員の人数につきましては、このあとの議事の中に「制限を設けるか設けないか」「何人にするか」といったことまで、すべて流域委員会の委員の方々にご審議いただく予定になってございますので。

**議長**（藤田氏）わかりました。

では、この流域委員会の運営のあり方につきましても、この会議の役割でございますので、場合によってはもう少しふやしていくことは十分可能だと思います。

そのほかに何かございますか。

**正田氏**（うすくち龍野醤油資料館館長）私、「地場産業」というくくりで、準備会議だけでなく委員会の委員も入ることになりそうでございますが、先ほどお話もありましたように、流域の地場産業といたしまして、私どもの醤油業のほかに、素麺とか皮革がございます。お醤油のことについては若干わかりますが、その他のことについては、私、まったく暗うございます。

特に皮革産業は水環境とかかわりの深い産業だと思いますので、その代表の方、どなたということは存じ上げないんですが、適当な方をご選定いただければいかがかなと、このように存じます。

**議長**（藤田氏）流域委員会の構成につきまして、幾つかご意見が出ました。

そのほかに何かございませんでしょうか。

**田原氏** 先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、いろいろご意見はあろうかと思うんですが、これからの維持管理を考えましたときに、いろんな形で、いろんな人を巻き込むことを考えていきたいなというふうに、個人的には思っております。

それで、例えば姫路の場合でも、JC等がグランドワークのようなことで、実際に自分たちができることは何かないかという切り口で、いろんなことをなさっているグループがいることを知っております。そういうところから、ぜひ入っていただきたいなというふうに思っております。別にJCと決めなくて、個人の資格で入っていただくことが原則だろうと思うんですけれども、そういったことも、委員の人数がふやせるようでしたら、加えていただくといいんじゃないかと思えます。

**和崎氏** 最近、こういう委員会では公募をするというスタンスがけっこう多いのかなという感じがするんです。今回は「意見をお寄せいただいた方の中から自薦で」ということですが、実は意見をお寄せいただくときに「意見をくれた人の中から委員をどうする」という記述はないんですね。ということは、公募じゃないんだらうなと思っているんですけど、公募に対するお考えはいかがなものございましょう。

**議長**（藤田氏）これは、事務局はかなりPRされたというふうには、ちらっとお聞きしたんですけども、その件を簡単に説明していただけますか。公募というか新聞等でのいろいろいわれた、情報を与えられた、流されたということですが。

**事務局**（岡村）「資料3」のうしろに2枚、今回の準備会議開催の前に新聞等を通じて意見募集をしたものをつけております。4ページのものは6月5日付で、神戸新聞に新聞広告として載せたものです。次のページは、9月になってから新聞折り込み広告と

して入れたものです。

公募という文字は使ってないんですけども、特にあとのほう、きょうの会議の案内につきましては、委員の案を示して、それについての意見の募集という中に、自薦・他薦を含めて、われわれは募集をしたつもりだったんですが、公募という形の表現は少なかったかなとは思っております。

**議長**（藤田氏）ありがとうございました。

「委員を公募する」というPRじゃなかったけれども、かなりしっかりと、意見を伺うというより、流域委員会そのものについてのご意見を求めているということですね。

そうしますと、議長の不手際で、時間がアンバランスになってしまいましたが、追加メンバーにつきましては分野をもう少し広げて、「上流側の委員は、一宮町、波賀町の教育委員会からのご推薦も含めて考えればいかがでしょうか」、また栃本委員からは「地質というか地下水・伏流水の分野の委員」というご意見が出ました。これは、道奥先生、いかがですか。河川のほうは伏流水もやられているんじゃないんですか。

**道奥氏** ちょっとなんともいえませんが、いまのお話ですと、生物、特にオオサンショウウオという限定された動物では、伏流水がかなり作用している。

先ほどから候補者をあげていただくだけでもいいと思うんですけども、その一方で、議論を進める場合、適正な委員会の規模があるように思うんですね。確かに多方面の方に入っていたらいいことはいいと思うんですけど、委員会の規模を考えて、どの分野の方を追加するか。また委員会が進み始めてからも、当初のメンバーだけでいくこともないと思うんですね。議論を進めていくにあたって、いまおっしゃったように、伏流水の人がどうしてもいるという場合には追加できないこともないだろうと思いますので、そのあたりも含めて、運営の方法についてご審議いただいたらどうかなと思います。

**議長**（藤田氏）はい、ありがとうございました。非常に貴重な意見でした。

皆さんも時計を見ながらで申しわけないんですけども、そうしますと、いまのところ、追加の委員候補者につきましては「少しご意見が出ました」ということでおいとくしまして、次の「流域委員会の運営のあり方」について、ある程度頭の中にいろいろと入れていただいた後、これは情報公開も入っておりますので、その中で委員のサイズですね、「この分野のことも大事だけれども、サイズからいくとこれぐらいじゃないでしょうか」ということも含めて考えていきたいと思います。

### 3) 流域委員会の運営のあり方

議長（藤田氏） それでは、〔資料2-2〕に「規約案」が載っておりまして、その「組織等」の案の中に「定員」があります。それから「委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする」とあります。そして「委員会は、必要と認める場合には」こういう委員を追加することもできる、あるいは参考人というか出席してもらって、議論してもらうこともできるとあります。いろんな書き方があろうかと思います。そして4番目としては「部会を設置する」とあります。淀川の場合ですと、大きいので三つの部会をつくられたということですが、「揖保川の場合、いかがでしょうか」ということですね。

この委員会の規約も、先行して幾つかの流域委員会が立ち上がっておりますので、それを参考に事務局がつけられたとお聞きしてますので、揖保川に必要なものをどうしていくか。委員長に代理を置くかどうか。委員会の成立条件。また意思決定条件。少数意見の取り扱い。委員会は必要に応じて外部からの意見聴取ができる。一般傍聴者の発言をどう取り扱うかという問題。情報公開。あとは、庶務、規約の改正等。

まあ条文ですので、このような形で事務局でつくっていただいた案に、委員会としてはその穴を埋めていくことになるかと思えます。

一番大事なことは、委員会の委員の定員をどれぐらいに設けるのか、あるいは定員を設けないのか。そのあたりのご意見をお願いしたいと思えます。先ほど道奥委員からは「議論ができる適正なサイズがあるのではないか」というご意見が出ましたが、そのほか、いかがですか。

現在の準備会議のメンバーとしては15名で、神田先生がご辞退されたので、いまは14名となっております。本日、3人のご欠席ですから、12名でこれぐらいのサイズだということを頭の中に入れながら、そのあたりをご議論願いたいと思えますが、いかがですか。

書き方としては、例えば「何名以内」と書いておけば、それの中であれば追加できます。あるいは「マックスは20名」というのも、表現上ではあると思えます。

道奥先生は、いかがですか。

道奥氏 個人的な感覚だけで申し上げて恐縮ですけど、たぶん毎回2時間ぐらいの時間制約の中で議論を進めるとしたら、現行の人数プラスせいぜい3～4人かなという感じがするんです。それ以上多くなると、先ほどもありましたが、部会をつくって、特化した会議（議論）の場を設けないと、進みにくいのではないかという気がします。

議長（藤田氏）というのが一つのご意見ですが、ほかに何かございませんか。

とすると、いま15人と考えると、17～18人ぐらいまでというイメージでいいですか。

道奥氏 はい、私の案でございますので…。

議長（藤田氏）はい、もちろんけっこうです。

何かほかにございませんか。

そうすると、その中で「地場産業も加えないといけない。何も加えないといけない」ということがあるんですが、いま現実に14名の委員が内々で承諾されて、あと何名かふやすことになるかと思えます。

中元氏 「委員会のメンバーの人数をどうするか」という審議をするのは初めてで（笑い）、あまりしたことがないんですが、先ほどいわれた「委員会で発言するのに適当な量がある」ということで、事務局がこれぐらいかなと思って、つくられたんじゃないかと思うんですね。ただ、その中でいろんな専門分野が抜けている。これはいたし方ないことでもあろうかと思うんですが、できるだけそういう人を入れる。ただし、組織を肥大化させるばかりがいいわけではない。

では、どうするかというと、よくやるのが、委員会でその人を呼んできてお話を聞くというやり方ですね。ですから、「議事等」の5番目に「必要に応じて外部からの意見聴取ができる」というのがありますので、このあたりで処理ができるんじゃないか。

それと、業界団体の話が出ましたけれども、一般的な話ですと、業界の人は、もちろん業界を代表してこられているわけですから、業界のことをいわれるわけですね。この委員会は、業界その他を、超越してというと大げさですけども、超えて議論をするという性格もありますので、なかなかまとまらないケースが、私の経験では、何度かあったような気がするんです。

そういう人の話をシャットアウトするのがいいのかどうかは別で、もちろんそういうことをしてはいけないと思うんですが、委員会の中での発言じゃなしに、いまの「外部からの意見聴取」をうまく活用すれば、いろんな意見の聴取ができるというふうに思いますので、適当な人数がどれぐらいかわかりませんが、はみ出る部分が出てくれば、そういう形で処理をするのがいいのではないかと。私の個人的な感想です。

議長（藤田氏）はい、ありがとうございました。

何かほかにございませんでしょうか。

両委員のご意見からいきましても、やはりそこそこのサイズがあるということ。事務局

は、当初は15人ぐらいが適当なサイズではないかということで、こういう形で来たということですが、もうちょっとふやすかどうかということ。あるいはもう一つの案としては、15名なら15名にして、必要と認める場合には委員会に出席していただいて、いろんな意見を述べていただくというケースを設けておけば、その意見をこの委員会に反映することができる。そういう手段もあるんじゃないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

もし、よければ、それはいいやり方ではないかと思います。委員会の委員の定員は、私もまったく同感でお仕着せといったは申しわけないんですけど、大体ふつうは事務局から「ここは20人（あるいは15人）にしときますよ」といってきますから楽なんですけど、なぜか真四角になっておりますので、「定員をいかがするか」という難しい決定を迫られているわけです。

中農さんという自薦の委員、神田先生のご辞退、さらに上流の方等の意見を入れていけば、18人ぐらい。だから、20名以内だろうと思うんですけど、それを「20名以内」と書くか、「18名以内」と書くか、そのあたりはいかがですか。

もともと名案はないんだろうと思いますので、それじゃ「3. 委員会は、必要と認める場合には」、「外部の者をこの委員会に出席させて意見を求めることができる」とするか、あるいは「議論に参加させることができる」という一条を成文化していただいて、それを認めることで、現行の事務局案の15人でいくか。そうすると、あと1人をどうするかという問題が残りますけども、いかがですか。

栃本先生のご意見のように「もうちょっとこのへんの分野を入れてほしい」ということであれば、2～3人ふやして、18人というのが出てくるのかなと思いますが、いかがですか。これは、ある程度「エイヤッ」と決めざるを得ない数字だと思います。25人でもカバーできないといえ、そのとおりだと思いますので。

**栃本氏** 先ほどのこちらからの希望も、適当な候補の方があれば、ということにして、なければないでいたし方ありませんし、議長がいわれたように「20名以内」と大きくくくっておけば、そのあたりは…。

**議長**（藤田氏） とりあえずスタートして、ですね。

**栃本氏** そういうことじゃないかと思うんです。

**議長**（藤田氏） では、そういうことで、20名以内でいきます。

ただし、「中農氏をどうするか」という取り扱いとは別にして、一応14名でスタートする。逐次、候補者が出てきた場合に「それは要りますね」ということで、ふやしていく。そう

いうことでよろしいですか。

(異議なし)

**議長**(藤田氏) そうしますと、事務局、よろしいですか。「20名以内」で、「委員会が必要と認めた場合には、さらに意見を求める人を加えてもけっこうだ」という文面で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、部会については「条項は書いておいてもいいけど、当面は求めない」ということで、いいですか。揖保川の場合、淀川と違って、部会を求めるほどのサイズじゃないと思うんですけど、どうですか。

よろしければ「4」は消す。基本は「部会は求めない」で、よろしいですか。

どうぞ。

**正田氏** この会議の進め方の基本的な考え方なんですけども、「適正規模」は、もちろんわかります。それから「業界代表を入れるのは、業界のエゴイズムが出てきて、話つけへんで」という意見も、よくわかります。

ただ、一般市民の間には「こういう委員会は、学識経験者というえらい先生方がスマートにスツスとこなして答申を出してしまわれて、広く市民の意見を聞いた、聞いたという格好をつけはる」ということが囁かれているわけですね。それで、私はあえて、適正人数も、ちょっと生臭い話になるのかなと思うようなことも承知の上で、ご提案申し上げたので、会議は「スムーズにいく」ということを一義的にお考えにならずに、一生懸命お考えになっている情報公開ですか、“広く、ほんまに苦心してみんなの意見を聞いてくれてはるねんな”ということが出るような会議にしていきたい。

ですから、私は、皮革の方のご代表をお願いいたしましたけども、「14人で出発する」「部会は当面作りません」ということは結局、私の提案は却下されたことになるので、ちょっと不満でございます。

**議長**(藤田氏) いえ、そうじゃなく、当面は現行ですからね、というのは、どなたも名前が出てこなかったということもありますし、もう1点は、15名じゃなく「20名以内」でいきましょう。その人選については、先ほども上流の方をというご意見もありましたし、地質の方、生物の方、その生物もいろんな生物があつて、それをどんどん入れていきますと、またふえてくるわけですね。

だから、そのあたりは多分、委員会の中でいろんな話をしていくと、どこかで収斂してくる場合がありますね。例えば、極端に言えば「中流から下流のところ、処理はされて

いるというけども、汚い水が入っているじゃないか」と。それはまさに利害が出てきた。そのときは「それはほんとうか」、「排水は汚い」とか「いや、そんなことはない」ということになって、ご意見をお伺いすることもあるではないか。

各委員の先生方、バランスよく出席しておられるので、例えば、いまの水質問題一つをとってもそうなんですけど、排水を流している、汚い水のほうでみるのか、そうじゃなく、汚い水を受けている川の生物でみるのか。では、生物が減っているのはなぜだ、ということになります。多分そういうことで、議論は行ったり来たりするんじゃないかと思います。

そういう意味で「個人の候補者については次回以後に検討しましょう」ということですが、決してそれをどうのこうの、却下したとか、そういうことではないとご理解いただきたいと思います。

**正田氏** その収斂のご努力をぜひお願い申し上げます。

**議長**（藤田氏）はい。

それじゃ、ご意見もございましたが、一応定員は20名以内で、追加を必要と認める場合には、それがあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

もう一つは、さらによりシャープな、あるところだけについての議論をする場合には、その分野の人に出席していただいて、今度は逆にいろんな資料を含めて話をしていただき、ディスカッションに加わっていただく。そういうことは制度として残しておけば、いわゆる公開で、一般の意見が入り込む余地もあるとご理解いただきたいと思います。

部会を設置するかどうかというのは、先ほどいいましたように、淀川で部会をつくられたのと、揖保川で部会をつくるのとは、ちょっとニュアンスが違うという意味で、「できれば揖保川全体をこの委員会でお話したほうがいいんじゃないか」といいました。したがって、「できれば部会は設けずに、全体としてこの委員会でお話をしていきたいと思います」ということで、ご理解ください。そうしますと、部会の条項は必要がないのではと思います。

「委員長」の件ですけども、委員長は当然置くとしまして、3番の委員長の代理を置かどうかということ、これはいかがですか。

もちろん委員長に何らかの不都合があった場合に、委員会がまったく開けないということであれば困ります。そういう意味で「委員長の代理」と書いてありますが、これは、どう決めるかということですね。委員長を決めて、委員長の代理もそのときの互選で決めておくのか、あるいは委員長が指名すればいいのか、そのあたりだと思うんです。それを a

とbで書いてありまして、「a. 委員長があらかじめ指名した委員」を委員長の代理としておく。もし、それでよければ、そのままいかしていただきたいと思います。

これは大事なことなんですけども、「委員会の成立条件」です。準備会議のほうは3分の2となっておりましたが、正田委員の意見がまさにそうですね。業界代表の方が忙しくてどんどん欠席しているのに、委員会だけ開いているじゃないか、となります。そこだと思うんですね。だから、3分の2がいいかどうか。全員といたら、ほとんど委員会が開けない可能性がありますので、適正なところが3分の2ぐらいかな、と思います。3分の2にしても、われわれにしたらかなり厳しい人数ではないかと思いますが、これでいくかどうかですが。あるいは半分、過半数。このあたりはいかがですか。

何かご意見はございませんか。

では、準備会議が3分の2ですから、3分の2でいきますか。3分の2ということは、例えば、20名にすると14名でしょう。もちろん現行は14名ですから、14名の3分の2は、4人欠席したら、ぎりぎりなんです。そんなんです。意外と3分の2は厳しいですけど、揖保川という大事な川の話をするんだから、3分の2ぐらいの出席がないと開かないということであればよろしいかと思います。

では、なんとなく委員の先生方のお顔をみて、3分の2でよろしいですか。

(異議なし)

**議長**(藤田氏)では「委員会は3分の2の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない」。この「代理出席を認めない」というのは、業界を代表しているということではなく、基本的には個人で出席するということですので、代理出席を認めないということで、そのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、委員会の「意思決定条件」を、過半数にするか、3分の2以上にするか、出席者全員の賛同にするか、ということですが、いかがですか。たぶん何らかの形でコメントをつけ加えるときに、過半数なのか、3分の2なのか、これは非常に難しい問題ですね。

もう一つ、「少数意見の取り扱い」についても条項を設けるといふか、それも含めて考えていただきたいと思いますが、いかがですか。何かご意見ございませんでしょうか。

本会議は一応、過半数で意思決定をするというふうになっておりましたけれども、「3分の2の出席で、その過半数が賛成したときに意思決定を行う」とする。それでよろしいですか。これは、いかがですか。

基本的に業界代表といいながら一応個人で、場合によっては十分に議論を尽くすことが

大前提でございますので、そうすれば「3分の2」でいくことになります。しかし、少数意見については「少数意見があれば、必ずこれを付す」という1項を入れておけば、意見が分かれたことは、表には分かると思います。それともう一つは、議事録は公開されますので、議事の内容、あるいは発言者がどう考えて発言されたかということも読めてくると思いますね。よほど何かで意見が分かれたときも、それで一応フォローはできるようにはなっておりますが、そのあたりのところはいかがですか。

何か特段、ご意見はございませんでしょうか。

また議長が「これでいきましょうか」というと、「独断ですか」といわれると辛いですから（笑い）。あまりご意見がないようですので、一応「成立条件は3分の2」「意思決定条件は出席委員の過半数」、少数意見については「b. 委員長が必要と認めるものについては付す」ではなく、基本的には「少数意見があれば、これを付す」。

そういうことで、この議事の審議を行っていくということによろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）それから河川管理者は、先ほどもご説明がありましたように「必要に応じて説明を行うこと」。そして外部からの意見聴取は、できたほうがいいでしょうね。基本的には「専門的な知識を有する者の出席を求める」あるいは「に意見を聞く」。ちょっとニュアンスが違うんですが、これは、いかがですか。

例えば、委員に加える場合もあるし、皮革代表の方の出席を求めて、そこでご発言していただくか、あるいは出席を求めて、意見を聞くのか、ちょっと違うんですけどね、ニュアンスが。これはいかがでしょうか。

**森本氏** 「委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴く」。ここに「必要に応じて」ということがありますので、常時ではないんですね。「こういう議案について審議するときに、あの方やったら、どういうふうに思っておられるだろうか」と。例えば、農協の会長とか、そういう代表の方だったら、どういう意見か、一ぺん聞いてみようか、と。「必要に応じて意見を聴く」でいいんじゃないかと思います。

**議長**（藤田氏）そういうご意見ですが、それによろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）では、5番は「b. 専門的な知識を有する者に意見を聴く」。

そして「一般傍聴者の発言の取り扱い」ですが、これは事務局、ほかの流域委員会の事例をちょっとお話し願えませんでしょうか。

**河川管理者**（仲村）ほかの河川の流域委員会では、このように、うしろに一般傍聴者が控えておりますが、一般傍聴者の方は審議自体には参加できないようになっております。委員の皆さまの議論が終わったあと、最後に時間を設けて、一般傍聴者の方に発言する機会を設けているということで、やっております。

**議長**（藤田氏）そうしますと、6番の「必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える」という文面が、そういう意味だと理解してよろしいですね。

**河川管理者**（仲村）はい。

**議長**（藤田氏）揖保川は揖保川なんで、この委員会で決めれば、それでいいんですけども、特段、意見をお持ちの傍聴の方からのご意見を伺うのはいかがでしょうか。もしよければ「a. 必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える」とする。かたい表現なんですけど、要するに一般傍聴者の方からのご意見をお伺いする時間を設けようということ、これはよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）では、これにつきましても「a. 必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える」ということにしたいと思います。

それから、先ほどからだいぶ議論が煮詰まって、難しい分野に入っております「情報公開」です。これは「委員会および委員会審議に関する情報は原則として公開」で、問題はないですね。これは先ほどのお話ですから。そして「河川管理者は、前項で定められた内容について協力する」とあります。これは当然といえば当然ですね。

河川管理者は、これでよろしいですか。

（河川管理者了承）

**議長**（藤田氏）では「河川管理者は、前項で定められた内容について協力する」。

「庶務」に関しましては、ちょっと踏み込みにくいものですが、「近畿地方整備局姫路工事事務所調査2課が」で、いいんですね。

**河川管理者**（那須）補足説明をさせていただきますと、事務所長は河川管理者でございますので、河川管理者と分けるという意味で、私でない、同じ事務所の中の者がやるか、そうじゃなくて、委託した民間企業がやるか。

**議長**（藤田氏）そういう意味ですか。

**河川管理者**（那須）そういうことで、ご提案させていただいております。

**議長**（藤田氏）わかりました。

そうすると、これは「中立的立場でコンサルタントあるいはシンクタンクに委託する」という意味ですね。各委員の方、これはいかがですか。

淀川や紀の川は、どうされてますか。サイズのにはちょっと違うところですが。

**河川管理者**（仲村）これまで立ち上がってます、淀川、紀の川、九頭竜川の事例で説明させていただきます。

まず三つの河川の運営は、すべて流域委員会でやってもらっています。その庶務をどこでやっているかということですが、淀川は、民間のシンクタンクに委託しております。紀の川の流域委員会は、事務所の調査一課がっております。九頭竜川の準備会議も、事務所の調査第一課で庶務をしております。由良川も流域委員会をやっておりまして、そこにつきましては、事務局が事務所でっております。

**議長**（藤田氏）少し分かれました。中立的な立場で民間企業がやる、あるいは工事事務所の調査第二課が行うということですが、いかがですか。

特段ご意見はございませんか。要するに庶務は、議事録の作成、会議内容の取りまとめ、および公表資料の作成、会議資料の作成等、その他になるわけですが、情報公開にかかわってきますので、そのあたりのところ、いかがですか。

**和崎氏** 工事事務所さんの場合には、ふだんの業務がきつとおありだろうと思うんですね。そうすると、これにかかりつきりというわけにいかないんで、逆に議事録等の作成とか調整が遅れ遅れになってしまう危険性が出てくる。今回、特に情報公開をスムーズにやろうというお話を前段で受けてますので、本件に関しては、私は中立的な立場でコンサルのほうが、いいような気がします。

**議長**（藤田氏）はい。「b案のほうがいいんじゃないでしょうか」ということですが、ほかの委員の方々、いかがですか。

**河川管理者**（仲村）いま「作業の遅れがあるかないか」ということでございますが、事務所のある特定の箇所がやる場合と、シンクタンクがやる場合と、そんな差はございません。だいたい同じ感じでっております。

**議長**（藤田氏）まあまあ大丈夫だ、ということですね。

しかし、これを「委員会で決めてください」というのは厳しいですね。というのは、われわれはいま、まさに和崎委員がいわれたように、委員会がスムーズにいけば、実はどちらでもいいんですよね。むしろ事務局側のほうが「民間企業にやっていただいたほうがいい」といわれれば、「ああ、そうですね」という気がしないでもないんですけど、ちょっ

とこれは困った条項だなと思いますが、何かほかに。

**中元氏** 具体的にやるのは、どっちにしても民間企業が中立的立場で書くわけでしょう。

**議長**（藤田氏）では、工事事務所長はいかがですか。

**河川管理者**（那須）民間企業がやった場合もおそらく中立的立場ですけども、うちでやる場合も、全部が全部うちでやれるわけではございませんので、ある手を借りてやるということだと思います。

ただ、ここでこういうふうにいわせていただいていますのは、先ほどもいいましたように、河川管理者と庶務を厳格に分けるという意味でやっておりますので、おっしゃるとおり、実際は同じかもしれないということではありますが、厳格に言えば民間ということだと思いますけども。

**議長**（藤田氏）わかりました。

それでは皆さん、ニュアンスはおわかりだと思いますので、実情に合致するほうで、bの「民間企業に庶務をお任せする」。これで工事事務所のほうは別に支障はないですね。

（河川管理者了承）

**議長**（藤田氏）淀川のほうは、それで流域委員会をやられているということですから、特に密接にご連絡をいただければ、十分いけるだろうと思います。「どちらがやっても、情報は同じである」とおっしゃってますので。

**森本氏** その業務ですけども、会議資料（案）の作成、会議内容の取りまとめ、公表資料（案）の作成ということになって、事務局というか、工事事務所の一つの狙いが伝わったほうがいいので、やっぱりaのほうがいいんじゃないかと、私は思いますが。

**議長**（藤田氏）「むしろ工事事務所がしっかりと関わっておいた方がいい」というご意見ですね。ああ、難しいですね。

ほかに何か。

**田原氏** 実際どうかという話は、ここでは判断がつきにくいところがありますけれども、一応、情報公開もそうなんですけれども、考え方としては、とにかくできるだけ公平・中立を前面に出そうと思いますと、やはりbになると思うんですね。

ですから、もう判断がつかいませぬので、ここではそのあたりをはっきりさせるということで、bのほうがいいんじゃないかなと、私は思います。

**議長**（藤田氏）たぶんb案にしても、もちろん工事事務所が考えておられることは、

常にコミュニケーションが図られると思いますので、しかも、これは大事なことですけども、この流域委員会からの情報発信であって、決して工事事務所からの情報発信ではないということ。これは、それでいいですね。

**森本氏** そうしますと、会議の資料も中立的な立場の人がつくるんですか。「きょうの会議はこういうことをやりましょう」という会議の資料を中立的な人がつくるんですか。

**議長**（藤田氏）では、説明していただけますか。

**河川管理者**（坪香）説明させていただきます。

淀川でやっている方法につきましては、会議資料ならびに会議の議題については、庶務である第三者が委員長とご相談されるなり、あるいは委員会と相談されるなりして決めておられます。それについて「河川管理者が用意すべき資料はこれとこれとこれだ」というご指示にもとづいて、われわれがつくっているということになっています。これは実態としても、それに則すように、われわれは努力して対応させていただいています。

紀の川につきましても、和歌山の工事事務所の第一課についても、実際的には同じような立場でやってもらっています。河川管理者と事務局との仕分けについては、できるだけきっちりと仕分けするように、やってもらっています。

ですから、これは委員会でお決めいただければいいかと思います。

**議長**（藤田氏）基本的には河川管理をされる方とこの委員会は独立しているんだということ、そういう意味では「委員会でこんな議題を取り上げてほしい」とおっしゃっていただければ、それが議題になってくるということです。

例えば「上流のこのへんでおかしいことが起こっている」というのも、それは委員会の中の議題として“あり”だと思いますね。現実にはフローとしては、ちゃんと資料に書かれてありますけれども、そのためのいろんなディスカッションをする一つのきっかけになるんじゃないかと思います。それでよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）それでは、一応「b. 中立的立場」で、民間企業にお願いしたいと思います。

「規約の改正」ですが、「委員総数の3分の2以上」あるいは「全員」、「その他」。「全員」は、持ち回りでもしないかぎり、ほとんど不可能だと思いますが、それでも「委員総数の3分の2以上」というのは、非常に大きな数だと思います。というのは、先ほど

いいましたように、3分の2の出席ですから、その日、3分の2が出席して「全員」です  
からね、現実には。ですから、これぐらいがちょうどじゃないかなと思います。

(異議なし)

議長(藤田氏)では、「委員総数の3分の2以上」にしたいと思います。

#### 4) 流域委員会の情報公開

議長(藤田氏)では「流域委員会の情報公開」〔資料 2-3〕がありますが、これに  
ついて要領よく、事務局からご説明をいただけますか。

河川管理者(那須)では、提案内容について説明させていただきます。〔資  
料 2-3〕の「流域委員会の情報公開について」でございます。

まず「委員会の公開」の「1) 一般傍聴者の受け入れ」については、「すべての希望者  
が傍聴できるよう、可能なかぎり配慮することを基本に、原則として入場制限を行わない  
こととする」というのが提案でございます。

「2) 一般傍聴者の申し込みの受け付け」については、二つありまして、「事前に申し  
込むことを基本とする」あるいは「当日、会場で受け付ける」。あるいは「併用する」と  
いう選択もあります。

「3) 申し込み人数が会場の収容人数を超える場合の対応」については、「先着順とす  
る」か「抽選とする」といったことを提案しております。

「4) 会議の開催案内」については、「記者発表」「ホームページ」「ポスター」「チ  
ラシ」「その他の方法」、こういった手段のご審議をお願いするということ。

それから「2. 委員会資料・審議結果等の情報公開」でございます。先ほどの議論と重  
なっておりますけども、まず「1) 委員会資料の配布」は、「原則として傍聴者を含め  
すべての委員会参加者に配布する」あるいは「委員会がその都度、配布する・しないを判  
断する」という選択をご議論していただきたいと思います。

「2) 後日の資料請求への対応」でございますが、例えば「後日、請求があった場合は、  
実費負担の条件で送付する」か、「部数を制限して、無償で送付する」か、「その他の方  
法」か。

「3) 議事録の公表」につきましては、先ほどのとおり「概要のみにする」か、あるい  
は「詳録も含めて、すべて公表する」かについて、審議をお願いいたします。

「4) 審議結果の公表手段」についても、先ほどと同じでございます。

「5)委員会への関係住民等からの意見の受け付け」についても、「常時、FAXメール等で受け付ける」か、あるいは「自治体の役場に窓口を設ける」か、あるいは「アンケート調査」「公聴会」「その他」、いろんな手段がございますけども、どういうふうにしていくかということについてご審議をお願いいたします。

**議長**(藤田氏)きょうぐらい盛り沢山だと、2時間では難しかったのかなという気がしないではないんですが、延々と3時間になりそうで、申しわけございません。

「委員会の公開」で「一般傍聴者の受け入れ」、これはオーケーとなっておりますが、問題は入場制限をするかどうか。「原則として入場制限を行わないようにしよう」ということでいくのか、その場合に「一般傍聴者の申し込みの受け付け」をどうするか。「事前に申し込みなさい。そして当日、余裕があればオーケー」にするのか、そのあたりのところですね。もう1点は「事前に申し込んだとしても、収容人数を超える場合はどうするのか」ということです。できれば、入場制限を行わないことがいいに決まってるんですけども、基本的には会場という大きな制約がありますので、なんらかの形でふえると制限せざるを得ないという気はしますが、「そのとき、どうしましょうか」ということですね。

だから、「基本的には入場制限を行わない」。あるいは、ある数以内であれば、全員が傍聴できるわけですけども、「ふえたときに、どうするか」ということだと思いますが、いかがですか。

私がかかわっている委員会では、たしかふえると抽選だったと思います。たぶん当日の抽選だったかな。でも、当日の抽選はちょっと辛いですね。

**河川管理者**(那須)いま委員長がおっしゃいました、事例の紹介でございますけども、淀川の流域委員会では「傍聴の受け付けを行って、傍聴可能人数を超えた場合には事前に抽選を行う」というふうにされています。

**議長**(藤田氏)ということは、事前受け付けですか。

**河川管理者**(那須)はい。

**議長**(藤田氏)で、おそらく「余裕があれば、当日の入場可」でしょうね。

淀川の例でいけば、いまのようなお話なんですけども、それでもいいですか。したがって、会議の開催案内のところにも、すでにその一文を書いておくわけですね。「傍聴を希望する方は、どこそこに申し込んでください」と。そして、その申し込みがふえた段階で、早い者勝ちじゃなく、公平に抽選ですか。淀川の場合はいかがですか。

**河川管理者**(仲村)淀川の場合について説明します。

淀川の場合は、ハガキ、FAX、電子メールといったもので、庶務のほうに傍聴を申し込みます。傍聴を申し込んだ人数が、会場の席との関係もありますが、間に合えばそのまま皆さまにハガキでご案内いたします。まだ超えた事例はないんですが、超えた場合は、申し込んだ人を事前に抽選して、案内を出すという形をとっております。

**議長**（藤田氏） その場合、申し込みの締め切りのようなものは設けられていますか。

**河川管理者**（仲村） 事前に会議開催の案内をしますので、そのときに「いついつまでに申し込んでください」と書いてあります。

**議長**（藤田氏） はい、わかりました。

そういうことですので、おそらく会議の開催案内のときに、例えば、1週間とか2週間前を申し込みの締め切りとして、超えた場合には抽選。超えなかったら、そのまま全員に許可をし、なおかつ余裕があれば、当日の出席も可とする。

淀川の場合は「当日出席は可」ですか。

**河川管理者**（仲村） 「可」です。

**議長**（藤田氏） 余裕があれば、「可」ですね。

そういうことで、淀川の例でよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏） では、確認しますと、今度はほんとうに事務局とのご相談になると思いますので、2週間前ぐらいまでに申し込みを締め切って、それに対して抽選するかどうかを決めて、それに対してご返事を出す。なおかつ、もし余裕があれば、当日も可である。そういうスタイルで、委員会の公開、特に傍聴については、対応していきたいと思えます。「委員会の公開」は、これでよろしいですね。

「4）会議の開催案内」は、いかがいたしましょうか。これは「市町村を通じてポスターで案内する」あるいは「ホームページで案内する」。「記者発表」は、先ほどの中元委員のお話じゃないですが、あまり関心がなかったら、記者発表しても来てくれないということもありますので、うまくいけば、これを採用するとしまして、一応「b．ホームページ」と「c．ポスター」。「チラシで流域住民全戸に案内」というのは、いかがですか。全戸というのは、ちょっと厳しいですね。そうすると、bとcが、とれる普通の方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**和崎氏** 「ホームページ」と書いてしまうと、ホームページに載せるしかできなくなってしまう。例えば「インターネットで」と書くと、メールも使えるようになり

ます。そういう文言だけなんですけれども、変更して何でも使えるようにというか、融通が効くようにされたいかがでしょう。

**議長**（藤田氏）はい。

**河川管理者**（那須）参考にご説明しますと、「資料3」につけております、「新しい川づくり、始めます」という準備会議設立のお知らせでございますけれども、これは、チラシで流域の各紙に折り込んで配らせていただいています。ですから、流域の方々に限ってお配りしますと、そんなにたいへんではない。

**議長**（藤田氏）そうですか。

今回は、スタートですからいいんですけど、例えば「2～3ヵ月に1回ずつ」というのは可能ですか。

**河川管理者**（那須）そんなに金銭的な負担にはならないと思います。

**議長**（藤田氏）わかりました。

では、「チラシ」もあり、ということだそうです。

もう一つ、いまの和崎委員のお話じゃないですが、インターネットというのは、この場合にはいかがなんでしょう。例えば、NPOのインターネットを通じてPRしていくというのは当然、公開されたあとですから、別に問題はないわけですね。

**中元氏** 例えば、記者会見をしても、どこも書いてくれないだろうからやめようというんじゃないしに、書いてもらうように、資料を配布するののも一つの手ですから、いろんなクラブが流域にはあります、姫路にもありますので、そういうところに「次回はこれをやります。傍聴は自由です」と、チラシの中身のようなものを投げ込んでおくことも大事じゃないでしょうか。

**議長**（藤田氏）それもよろしく願います。今度は、事務局が中立の企業ですので、そのあたりも迅速にまわっていただいて、二人三脚でよろしく願いたいと思います。

「その他の方法」は、ホームページ、プラス、場合によってはNPOがらみのインターネットもあり得るということ。これは「開催通知」ですので、その開催案内の中に傍聴希望者の件も入れて、傍聴の締め切りも書いておく。そういうことでお願いいたします。

次は「2.委員会資料・審議結果等の情報公開」ですが、「当日の委員会資料の配布」は、「原則、委員のみ」かそれとも「傍聴者にも許可する」かどうか。これは資料の扱いですが、いかがですか。

また「委員会がその都度、配布する・しないを判断する」というのも、ちょっと難しい。「委員会が判断する」となると、相当事前に「こんなものです」と、委員の先生方に出しておかないといけないわけですから、そのあたりのところも含めて、いかがですか。

因みに、本日の資料については、どのようにされたんでしょうか。

**事務局**（岡村）準備会議の規定に書いてありますように、公開しております。

**議長**（藤田氏）わかりました。

非常に込み入ったお話ですが、原則、この資料を配布してほしくない、公開してほしくない、全員に配ってもらっては困りますというふうな資料は、考えようによっては、われわれ自身もそういう資料をもってディスカッションするのは難しいわけですね。そうなってくると、今度は秘密会になってしまいますし、河川法の改正の趣旨ともずれてくるといふ気がしますので、「原則として傍聴者を含めすべての委員会参加者に配布する」というのは、いかがですか。それでよろしいですか。

（異議なし）

**議長**（藤田氏）では、それでいきましょう。

「後日の資料請求」は、いかがですか。「実費負担の条件で送付する」あるいは「部数を制限して無償で送付する」。何かご意見ございませんでしょうか。

事務局側として実費負担というのは、とれますか。「コピー30円、送料が200円です」と。それでいいのであれば、いいんですけども、これは、淀川はどのようにしていますか。

**河川管理者**（仲村）淀川の場合ですと、資料請求があった場合、「部数によっては、送料についてお金をいただく場合があります」と、お断りした上で配っております。ただ、これまでは1部とか2部しか請求がないものですから、お金をとった事例はございません。

**議長**（藤田氏）では、「原則」を入れておけば、無償でいいわけですね。だけど、1000部といわれたら、それはちょっと困る。100部でも困りますから、それはケースバイケースで、一応「後日請求があった場合は、部数を制限して無償で送付する」ということ。一応、淀川と同じようなスタイルをとっていきたいと思います。

「議事録の公表」ですが、「概要のみを公表する」ではなく、会議のほうも、詳録については方法をいろいろ工夫して、実際にはホームページ等で、場合によっては全文が見られるような形にしたいということで、これも原則オーケーだったと思いますので、それでいきたいと思います。

もちろん「議事録の公表」にあたっては、プライバシー保護に配慮することは申し上げるまでもないと思います。

1点、和崎委員から少しお話があったようですが、公表することは、委員会が公表するタイミングをもって「公表」ということで、それ以外については、いわゆるパーソナル・コミュニケーションで、とりあえずは、いっておこうということ。これでご了解いただけますか。

では、お願いしたいと思います。

「審議結果の公表手段」、これも先ほどのお話から、ほとんど決まっていたと思います。要するに、準備会議の公表に準ずるということで、できると思います。

**和崎氏** 違ったと思いますよ。これは違いますよ。準備会議については、前例とせずに…。

**議長**（藤田氏）もう1回やっていく、ということですね。

いま、ちょっとそれに触れたんですけども、要するに、これも同じことが書いてあります。「ホームページ」「ニュースレター」「記者発表」「会議資料、議事録等の閲覧」を含めて、やっていこうということですが、それ以外に何かありますか。これは「審議結果の公表」ですから、概要はニュースレター等に載せていこう。それ以外のニュースレターの発行についても工夫をしていきましょう、ということですね。これもお話があったと思いますが、そういう意味です。

**和崎氏** 「その他の方法を検討する」ということですね。

**議長**（藤田氏）そうですね。「その他の方法」について、たぶん「公表」というところがひっかかっているんじゃないですか。そうじゃないですか。

**和崎氏** タイミング的には、先ほどは公表の時期が議事録が公開された段階だということですね。それは、この準備会議の件でした。この委員会については「検討していきましょうね」ということで、合意になったと思います。

もう一つは、「その他の方法」について具体的に何があるのかというのは、今後、準備会議で検討していきましょう、ということです。これも合意になったと思います。

**議長**（藤田氏）そうすると、「その他の方法」につきまして、もしうまくいけば、次回が流域委員会になるわけですが、それについてもう少し検討しますか。それとも時間切れで、もう少し次にやりますか。それともここで決めたほうがよろしいですか。

**和崎氏** 時間の都合がありますのと…。次回はもう流域委員会ですか。

**議長**（藤田氏）いや、これも次回の話で、ということになると思います。

**河川管理者**（那須）準備会議につきましては、特に回数に制限は設けていません。中身が詰まりました段階で終了ということですよ。

**議長**（藤田氏）もし、ここで詰まったということになれば、次回が流域委員会になりますし、もう時間切れだから、もう1回やりましょうということであれば、準備会議をもう一度やるということですよ。

**和崎氏** おそらくいろいろな意見があるだろうと思いますので、できましたら、日を改めてお願いできれば、もしくは第1回の流域委員会で検討する。

**議長**（藤田氏）ということもいっても、いいわけですね。原則、公表のところは、皆さん、ほとんど合意されてて、方法論ですね、いわゆる手段をどうするかとか、先ほどもお話がありましたけども、受け手側に伝わるような公表の仕方をしましょう。しかし、一方で、詳細な議事録、詳録も残しておかなければならない。そのあたりのところは、ほとんど皆さん、合意されていると思いますので、そこを今度、どう発信していくか。

そのあたりのところは、もし時間があれば、もう1回、次の流域委員会にしてもかまわないということですね。

準備会議でもいいし、それを流域委員会にかえてやってもかまわないだろう、ということですね。

**和崎氏** はい。

**議長**（藤田氏）最後の「委員会への関係住民等からの意見の受け付け」ですが、aは基本的にはずっとやっているわけですね。「FAXメール等により意見を受け付ける」ですから、これは先ほども幾つかあったし、「揖保川流域市町役場に窓口を設ける」というのは、現実には行われてますか。

**事務局**（岡村）まだやっておりませんが、対応は可能です。

**議長**（藤田氏）はい、わかりました。

準備会議でここまで踏み込むのが、やっぱり時間的に厳しかったかなという気はしないではないんですけど、考えようによったら、次の委員会へ持ち込んで、住民等からの意見の受け付けの中で、何か具体的なところが出てきたときにアンケート調査もしようとか、おそらくこれはどんどん話を進めていかないと、できない部分がなきにしもあらずだなという気がするんですけど、そのあたりのところで、「これで」と決める必要がないのであれば、先ほどの情報公開の手段も含めて、少し持ち越してもいいんじゃないかなという気

がしますが、その点についていかがですか。よろしいですか。

(異議なし)

議長(藤田氏)では、4番、5番については、ペンディングというわけじゃなく「もうちょっと時間をください」ということです。

さて、戻ります。実は先ほど来、20名以内ということで、流域委員会のメンバーはそれぐらいにしましょうということですが、新しいメンバーについては、この委員会の中で、必要な委員、新しいメンバーをその都度審議していくことで、たぶん合意ができたと思います。

そうしますと、先ほどの中農さんの自薦の委員も含めまして、それらを次回の委員会で決めていく。だから、準備会議をここでやめて、流域委員会を立ち上げるかどうか。そのあたりのところだけ最終、合意をしていただけたら、本日はこれで終わりになるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

正田氏 委員のメンバーの人選は、私、どうもきちっと理解がついてないんですけど、どういう結論ですか。

議長(藤田氏)基本的には、準備会議があります。これは「準備会議の中で、われわれが、いまから流域委員会の委員を選びましょう」ということで、発足したわけですね。それに対していろんなご意見がございました。例えば、もっと地場産業を含めて入れるべきではないか、とか。その中で、ディスカッションするには適正な規模であろうということで、委員会は20名以内とする。問題は、20名以内ですから、これを見ていただいたらわかりますが、必要と認める場合には、さらに追加できるわけですね。

その前に、準備会議のメンバーを、姫路工事事務所の話にもありますように、事務所としては、多彩な、いろんな方面から選びました。この会議の委員から神田先生を除く14名の委員に関しては「準備会議の委員がそのまま流域委員会の委員に移行してもいいんじゃないでしょうか」と、私が提案しました。

それについては、特段「いや、私は勘弁してくれ」といわれなければ、そのまま流域委員会の委員になれるということですね。したがって現在、トータル14名の委員が決まりました。正田委員も流域委員会の委員になっていただくということで、ご了解をいただいたと思っております。

さて、準備会議で20名以内ということですから、もっと選ぶか、あるいは今度、流域委員会という形にかえて選ぶか、結果として人間は同じなんですけども、それをどうしよう

かというお話です。いま、それをお聞きしているんです。

**増田氏**（網干史談会会長）先ほど「地場産業」という言葉が出ました。そうすると、そのことで地域住民代表的なものはどうなるのかと発展しますね。私も網干でございまして、河口なんです。川の水の流れの汚染には、いやほどえらい目にあっています。非常に不満が募っています。だいぶきれいになったんですけども、まだまだ不満がございまして、結局のところ、私自体がこの委員会に出てくるのがどうかというぐらいに辛い面がございまして。

そこから、もう一つでございまして、先ほど「各揖保川流域の市町役場」という言葉がありましたけれども、姫路市は一体どんなものか。市川、夢前川、揖保川となっていて、市川流域、夢前川流域に、いくらそんなものを貼ったって、知らんことですよ。ほんとうに網干の役場に貼ってくれるのかという疑問がございましてね。

この委員は、私には責任が重いなということを痛感しておりますので、ちょっと考えさせてもらわないといけないなと、こう思っております。

**議長**（藤田氏）なるほど。

ということは、それじゃ、もう1回、準備会議を開きますか。

**増田氏** そうですなあ。

**議長**（藤田氏）場合によっては、先ほどいいました自薦の方もおられます。それから、いろんなご意見がございました。例えば「教育委員会等に推薦をしてもらったらいかがでしょうか」ということもありますし、そのほかにも場合によってはあり得るんじゃないかということで、それがトータルとして25名になったとしても、それはなんとか20名におさめてもらうということを、この会議で決めればいわけですから。

それはそれでけっこうだと思えます。揖保川そのものについての具体的なお話はほとんど出てない。まあ出てこなかったんですけど、実はそれに近いところで、情報公開、利害の問題とか、そういう話もここで出てますので、ある意味で意見交換ができたと思っておりますし、「別に1回目でなくてよろしい」ということもお伺いしてますので、次回もう一度準備会議を開いて、さらに新しいメンバーを加えるかどうか、あるいは「私のかわりに、この人にして下さい」ということも含めまして、考えていただければ結構だと思います。

幾つか利害がからむご意見もありましたし、「拙速をよし」とするわけではありませんで、むしろそれでしたらもう少し慎重に審議しましょう。その中で和崎委員からのご提

案もありますが、「情報公開」についても次の宿題にしましょう。

そして、委員についても、もう少し具体的なお名前があれば、事務局なり、議長にいていただいてもけっこうですということで、次回に新しいメンバーを選んでいく。しかし、きょうは一応14人を委員に選びたいということで、内々ではオーケーということですが、「少し考えさせてほしい」という方もおられます。利害だけじゃなく、大所高所に立ってご自分の発言をされれば、それはそれで皆さん納得されると思いますが。

そういうことで、「そのほか審議することがありますか」ということも聞きたかったんですけど、そういうことを含めまして、この会議としては、ちょっと流域委員会とのからみもあって、だいが行ったり来たりしてますけれども、流域委員会の進め方にもかかわってくる問題ですので、次回もう一度ご審議をいただくということにします。これは、もちろん新しいメンバーも含めましてご審議いただくということで、よろしく願いいたします。

**浅見氏**（姫路工業大学客員助教授）「次回、もう一度人選の件について」ということでしたので、先ほど言い出せなかったことですが、全国いろんな河川をみて歩いておまして、川で自然環境が残っているなというところは、子供が遊びに入っていたり、あるいはアユとりにきている人がいらっしゃったりするんです。

それで、人に関しましては、田原先生から何かいい人材がいらっしゃればというご意見がありましたので、例えば、漁業協同組合とか、川で営み、生活されている方も、もし人材を考えることがあるんでしたら、一つ交えていただければと思います。

**議長**（藤田氏）はい、ありがとうございます。

事務局はもう一つ宿題がふえまして、今度は漁業組合まで入りましたので、ぜひ、その方面のところでコンタクトをとっていただいて、候補者のリストに入れて、結果として次の会議で、一応20名という縛りを入れましたけど、私も個人的には20名が適正規模じゃないかと思いますので、どう選んでいくかということを審議していきたいと思います。

お忙しいなか、申しわけありませんが、もう一度この会議を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 8 . その他

**議長**（藤田氏）一般傍聴者からの発言機会もあるんですが、もうこんな時間になりましたし、しかも「もう一回やります」ということですが、何か一言二言ございましたら、

議長の裁量でお受けしたいと思います。

**傍聴者** 林田川の流域に住んでおります坂口と申します。この揖保川の定義なんですが、もちろん支流である林田川等いろいろありますが、それを含むというふうに理解してよろしいでしょうか。

**議長**（藤田氏）河川管理者、これはいかがですか。

**河川管理者**（那須）含むと考えております。

**傍聴者** ありがとうございました。

**河川管理者**（那須）補足ですが、林田川を含みます。揖保川全体もそうですが、その中の直轄管理区間ということでございます。

**議長**（藤田氏）一応、河川管理者が管理している部分をすべて含むというご返事だと思います。

そのほか、何かございませんか。

簡単に答えられるものについては、いまいった件のように、答えられると思いますが、複雑なご発言をされた場合には「では、次回」とか「聞きおきます」ぐらいで終わってしまうので、申しわけないんですが。

それでは、議長の不手際で時間が1時間以上もたってしまいました。申しわけありませんでした。では、第2回の準備会議を開きますということを確認いたしまして、先ほどの幾つかの審議事項、各委員の先生方に対する宿題も含めまして、よろしく次回に持ち寄っていただきたいと思います。

それでは「これで審議は終了しました」ということで、閉会の挨拶をお願いします。

## 9 . 閉 会

**事務局**（岡村）藤田氏議長におかれましては、議事の運営、どうもありがとうございました。

最後に今後の予定でございますけども、先ほどご審議いただきましたように、流域委員会の委員の追加につきましては、事務局のほうで案をつくった上で第2回準備会議を開催させていただくことになりました。事務局より各準備会議の構成メンバーの方に日程調整をさせていただきました上で、第2回準備会議のご案内をあらためてさせていただきたいと思います。その節はよろしく願いいたします。

準備会議構成メンバーの皆さま、長時間の討議、たいへんお疲れさまでした。

以上をもちまして、揖保川流域委員会設立準備会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。